

畫計積集權理管當經

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考			
番号	所 在・地 番	番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林分	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	伊予郡砥部町万年1218番	27	50	0		山林	0.21	スギ・ヒノキ	44					
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。  
また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。
- (2) 受託者の義務  
この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理実施権配分計画の作成  
この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。
- (4) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (7) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

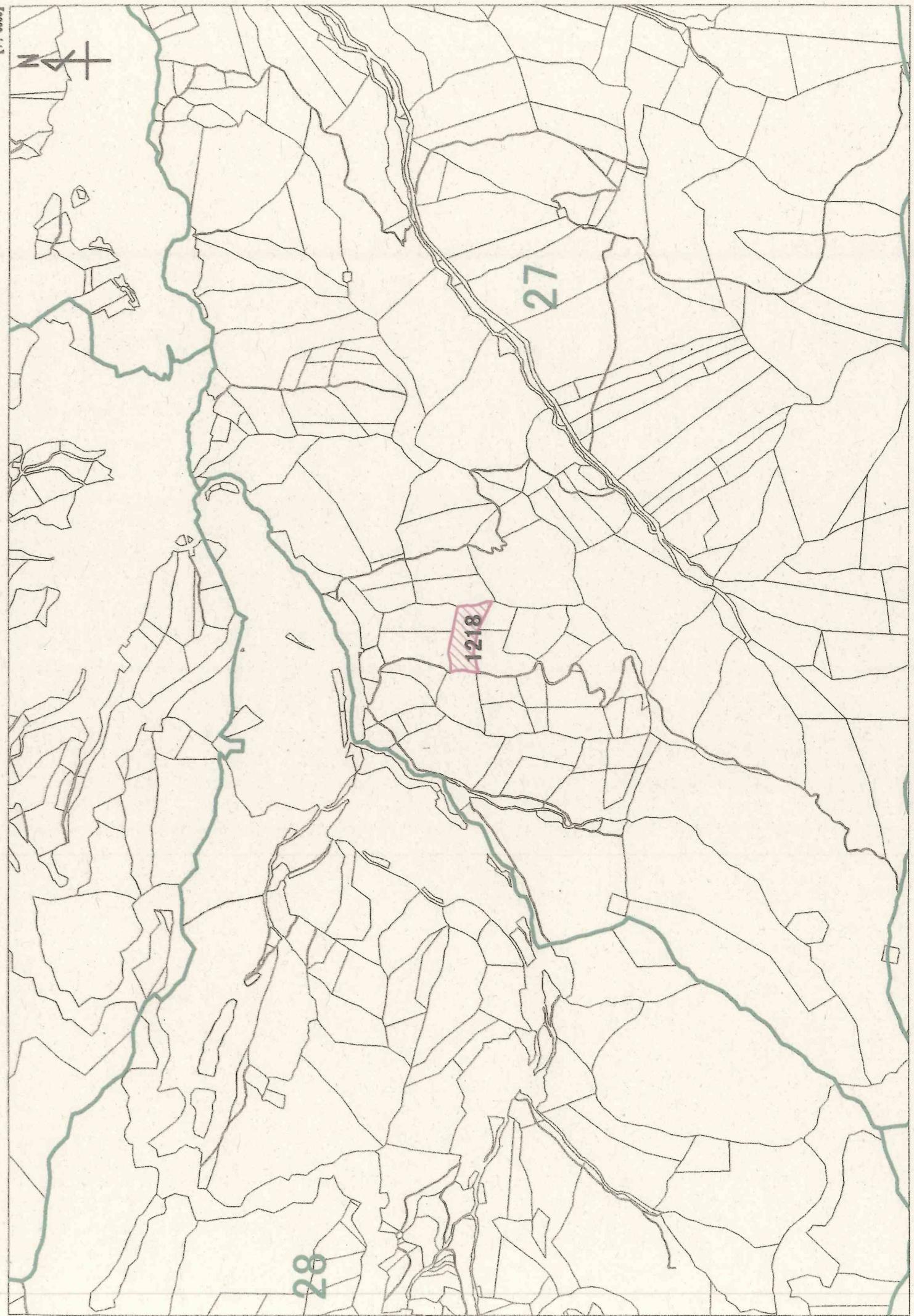
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

11/3000



畫計積權理管當經

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					備考
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	伊予郡砥部町万年81番	30	59	2	山林	0.14	ヒノキ	39			地役権		
2	伊予郡砥部町万年88番	30	66	1	山林	0.37	スギ・ヒノキ	20			地役権		
3	伊予郡砥部町万年1415番	27	226	0	山林	0.41	スギ・ヒノキ	36					
4	伊予郡砥部町万年1416番	27	227	1	山林	2.68	スギ・ヒノキ	53					
5	伊予郡砥部町万年1416番	27	227	2	山林	0.23	ヒノキ	44					
6	伊予郡砥部町万年1416番	27	227	3	山林	0.18	スギ・ヒノキ	44					
7													
8													
9													
10													

乙の計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる」とし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを用うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

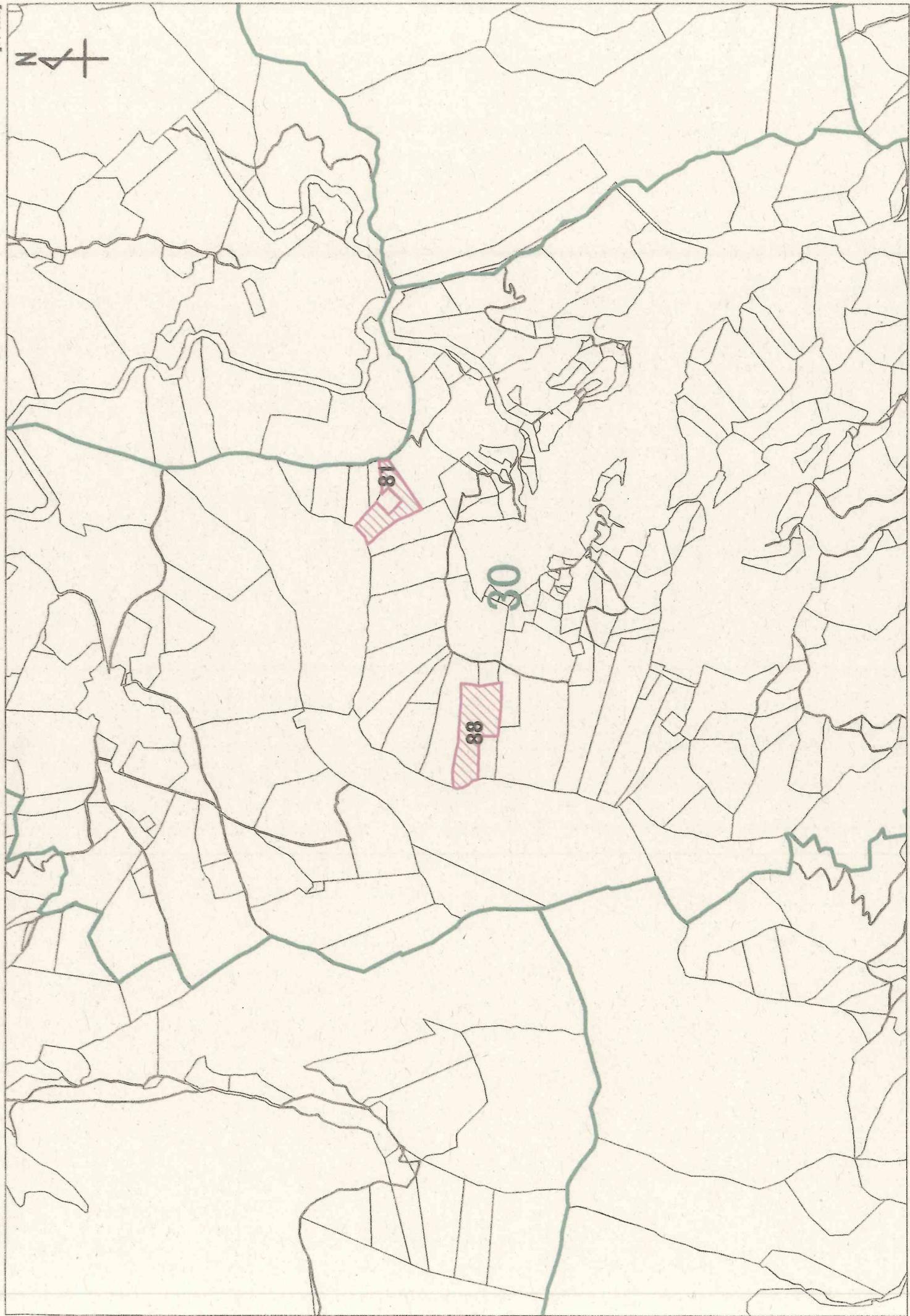
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は愛遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合はは遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

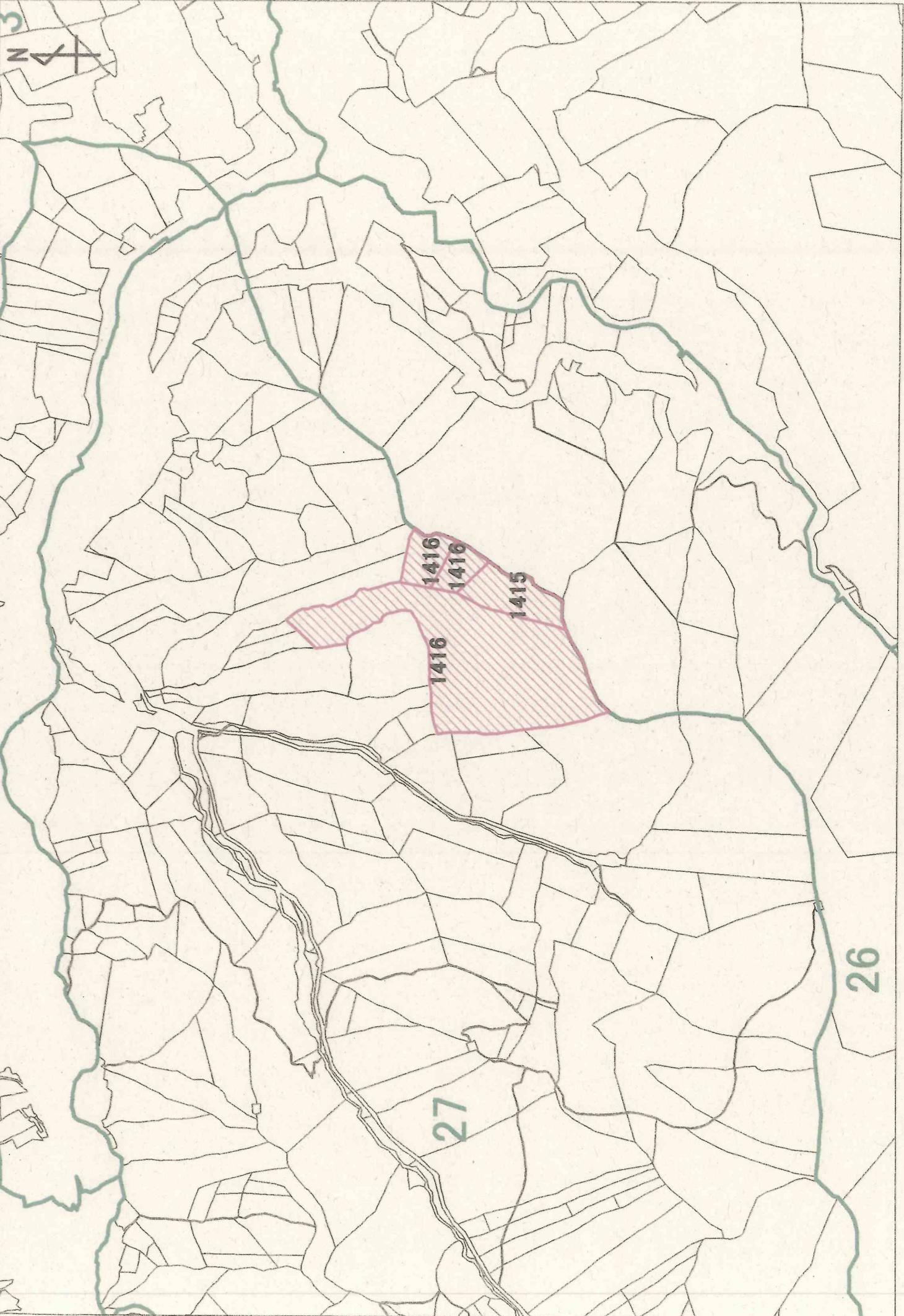
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

1:5000

N +



[1:5000]



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 球 理 号 番	集R3延3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種
1	伊予郡砥部町万年73番	30	52	0	山林	0.98	スキ、ヒノキ
2	伊予郡砥部町万年74番	30	53	0	山林	0.50	ヒノキ
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

備考

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

参考

乙が甲にDを支払うべき時

○経営管理実施権の設定は行わない。  
・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にはその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採ができるものとする。

○乙から甲に支払われるべき金銭の額の算定方法  
・木材の販売収益が発生したため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。

○経営管理実施権の設定は行わない。

・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施す

・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にはその他の立木が支障となる場合は、対象森

林の公益的機能を損な

わない範囲において伐

採ができるものとす

・乙は、当該森林の管

理のため、巡視を行

う。また、気象災害等の恐れがある場合

のときは、その都度

巡視を行うものとす

・乙が経営管理を行

う場合に要する保

険料は、乙が負担

するものとする。

（2 留意事項）

・乙が経営管理を行

う場合に要する経

費及び森林保

険料は、乙が負担

するものとする。

・乙は、当該森

林の管

理のため、巡視を行

う。また、気象災

害等の恐れがあ

る場合に要する

保険料は、乙が負

担するものとす

・乙が経営管理を行

う場合に要する

経営管理権設

定区域は別添

図面とのおり

番号	所在・地番	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考			
		林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	伊予郡砥部町万年73番	30	52	0	山林	0.98	スキ・ヒノキ	60			
2	伊予郡砥部町万年74番	30	53	0	山林	0.5	ヒノキ	57			
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

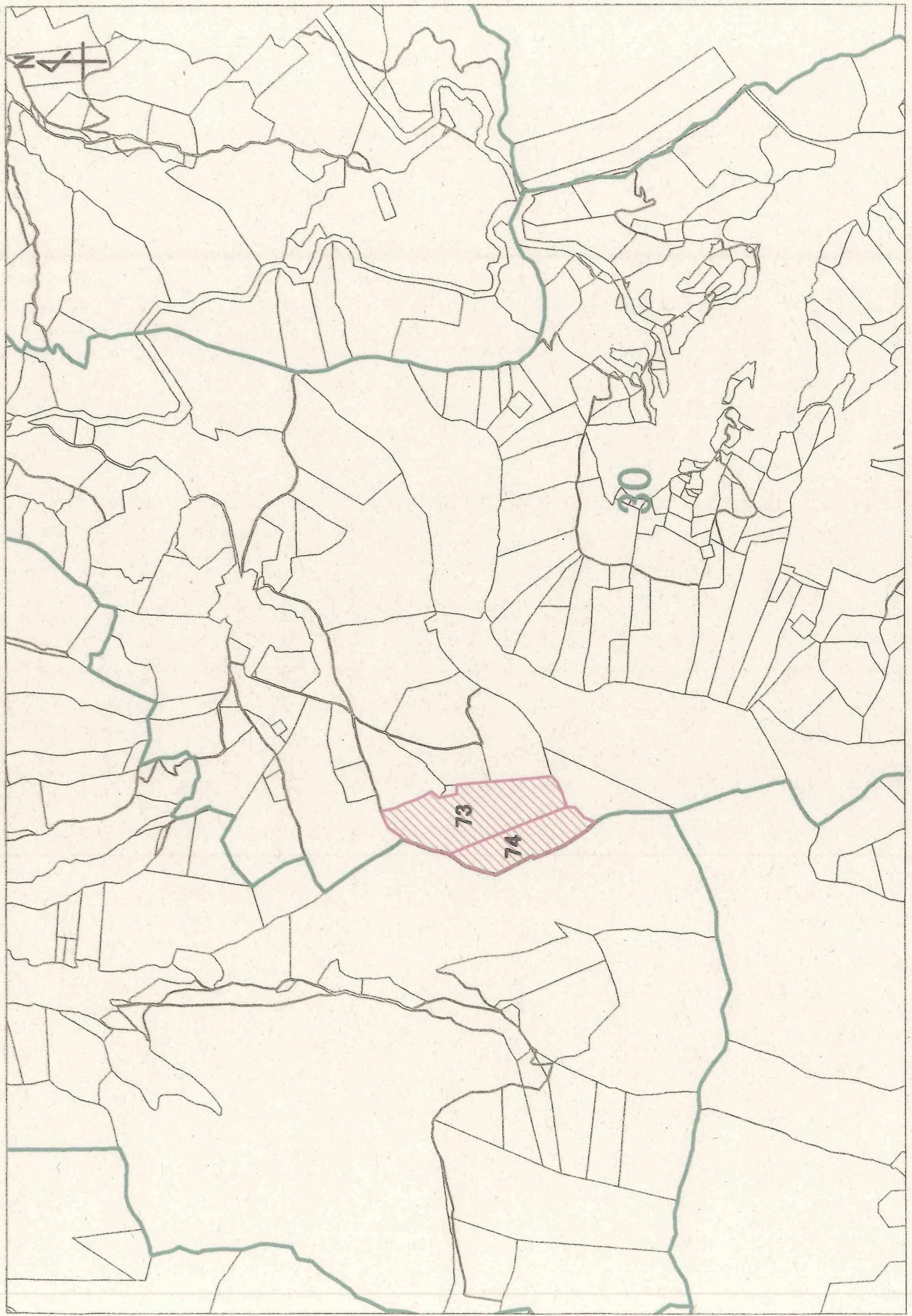
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (14) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	伊予郡砥部町万年432番	30	209	0	山林	0.24	スギ	50				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理実施権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙

は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

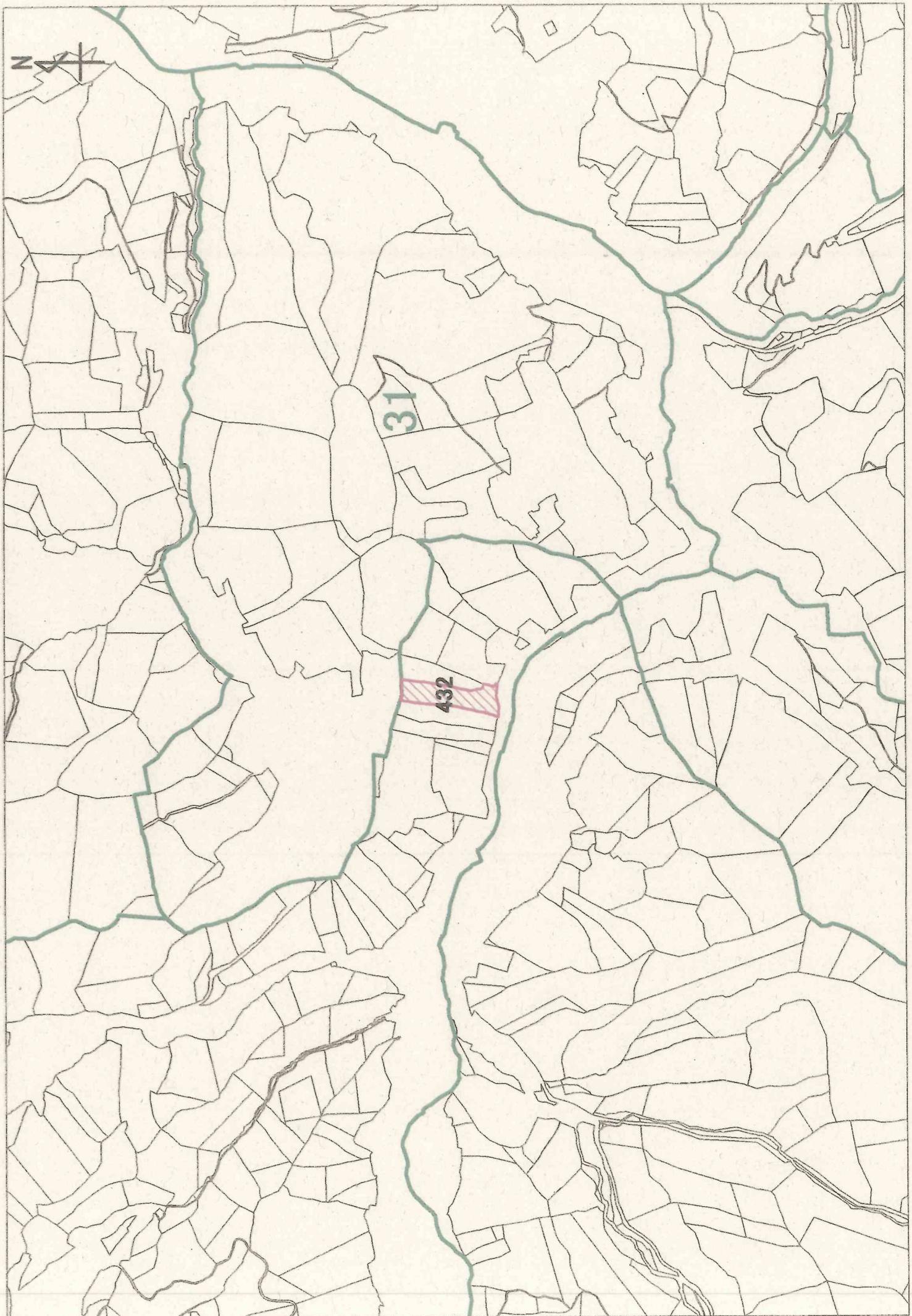
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1 / 5000]



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号 番	集R3砾5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		（名称） 砥部町長		佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予都砥部町宮内1392番地		(住所又は所在地)
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）		経営管理権の始期 の存続期間（終期） (B)		経営管理権の運営 の存続期間（終期） (C)		
番号	所 在・地 番	林班	枝番	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	参考	
1	伊予都砥部町万年1116番	29	97	0	山林	2.36	スギ	39	○経営管理実施権の設定は行わない。 ・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。 ・木の販売収益が発生したため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	10年 (2032.3.31)
2									○甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 （1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ・木材の販売収益が発生したため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	
3									○乙から甲に對して金銭の支払は行わない。	
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(2) 留意事項  
 • 乙が経営管理費及び森林に要した経費を負担する場合においては、乙が負担する保険料は、乙が負担するものとする。  
 • 乙は、当該森林の管轄する区域を行き届く気の怠慢を怠らぬよう、定期的なる巡回を度々行う。なほ、当該巡回等に伴うもの災害等の恐れがある場合、その都度巡回する。  
 • 乙のため、巡回を行つた結果は、そのとどまつて、その都度巡回する。  
 • 乙は、森林の立木が支障となる場合、立木が倒れる危険性がある場合において伐採することができる。  
 • 乙は、森林の立木が立木が倒れる危険性がある場合において伐採する。  
 • 乙は、森林の立木が立木が倒れる危険性がある場合において伐採する。

経営管理権は別添  
規定区域のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	伊予都砥部町万年1116番	29	97	0	山林	2.36	スギ	39					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。  
また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行つたことを認めることができる。  
ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

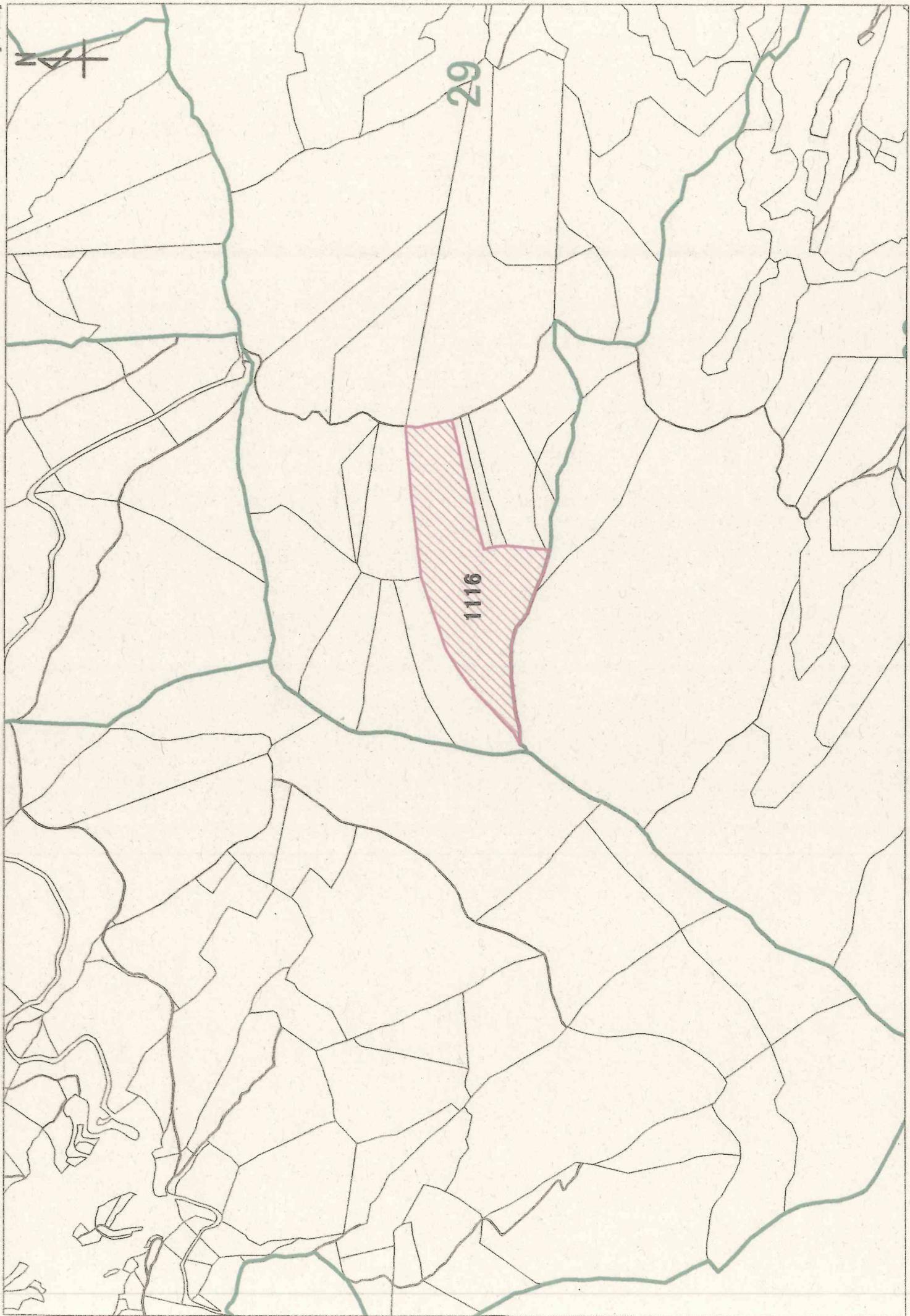
(13) 甲の通知及び届出  
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

1/500



経営當管理権集積計画

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						備考
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	伊予郡砥部町万年1148番1	28	112	1	山林	0.41	ヒノキ	54					
2	伊予郡砥部町万年1148番2	28	112	2	山林	0.11	ヒノキ	54					
3	伊予郡砥部町万年86番	30	64	1	山林	0.3	ヒノキ	69					
4	伊予郡砥部町万年86番	30	64	2	山林	0.1	スギ・ヒノキ	69					
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) [REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

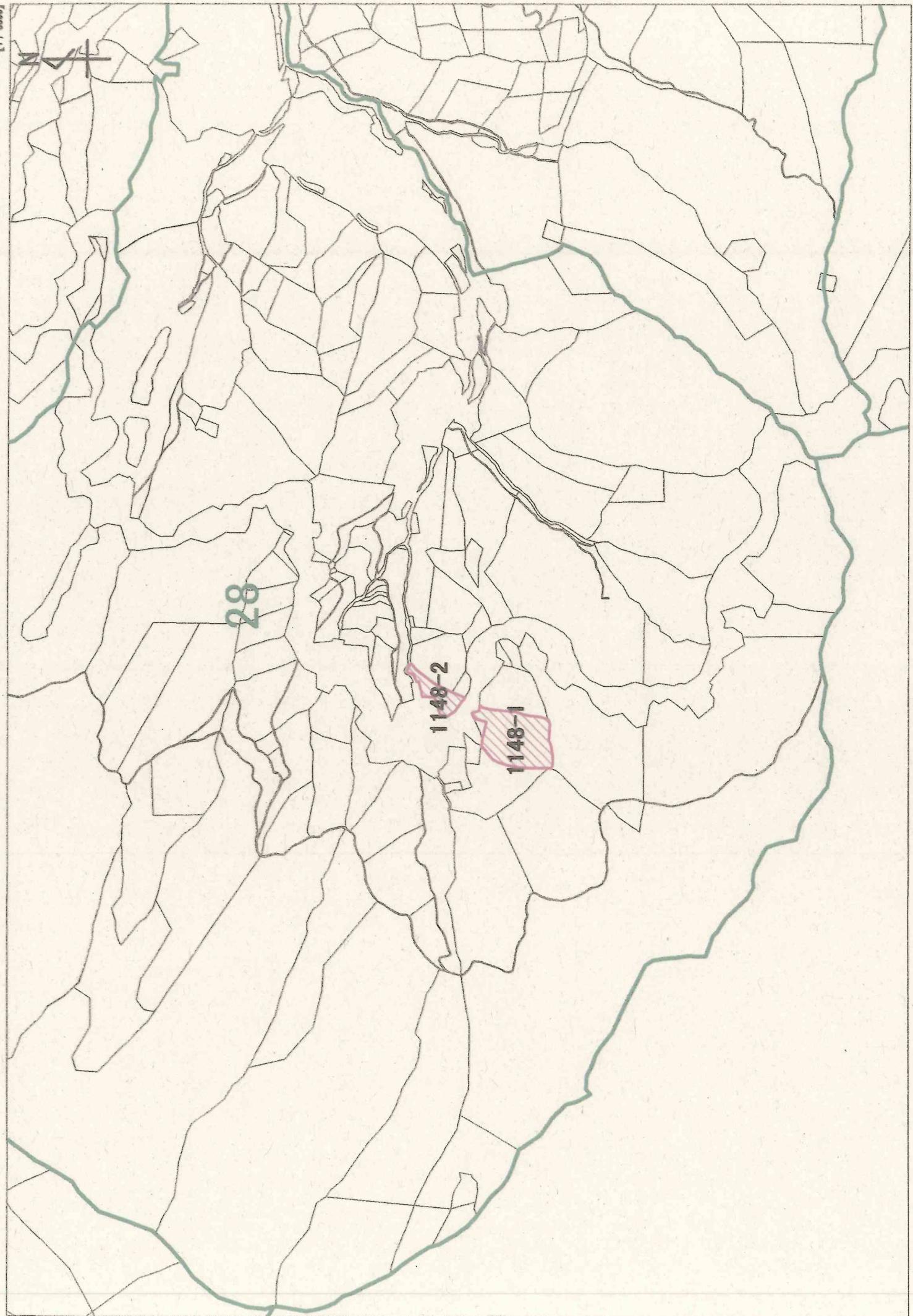
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は愛遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

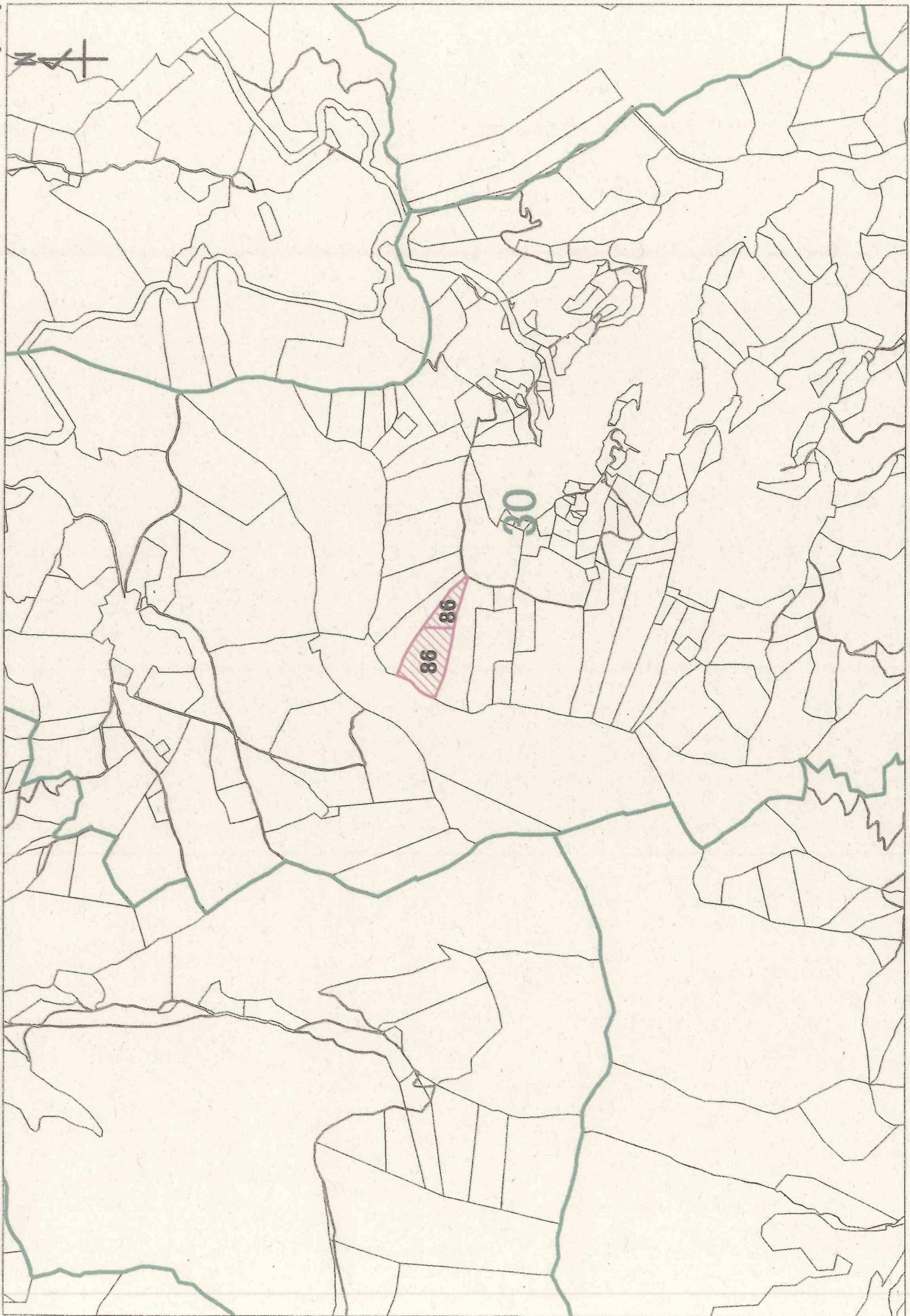
(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1:5000]



[1/5000]





番号	所 在 ・ 地 番	林班	小班	枝番	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 森林筋	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
									氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	伊予郡砥部町万年31番	30	21	0	山林	0.23	ヒノキ	51				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権の設定

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることとする。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いうことを認めることができる。  
ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる」とし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になつたときは、乙

は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

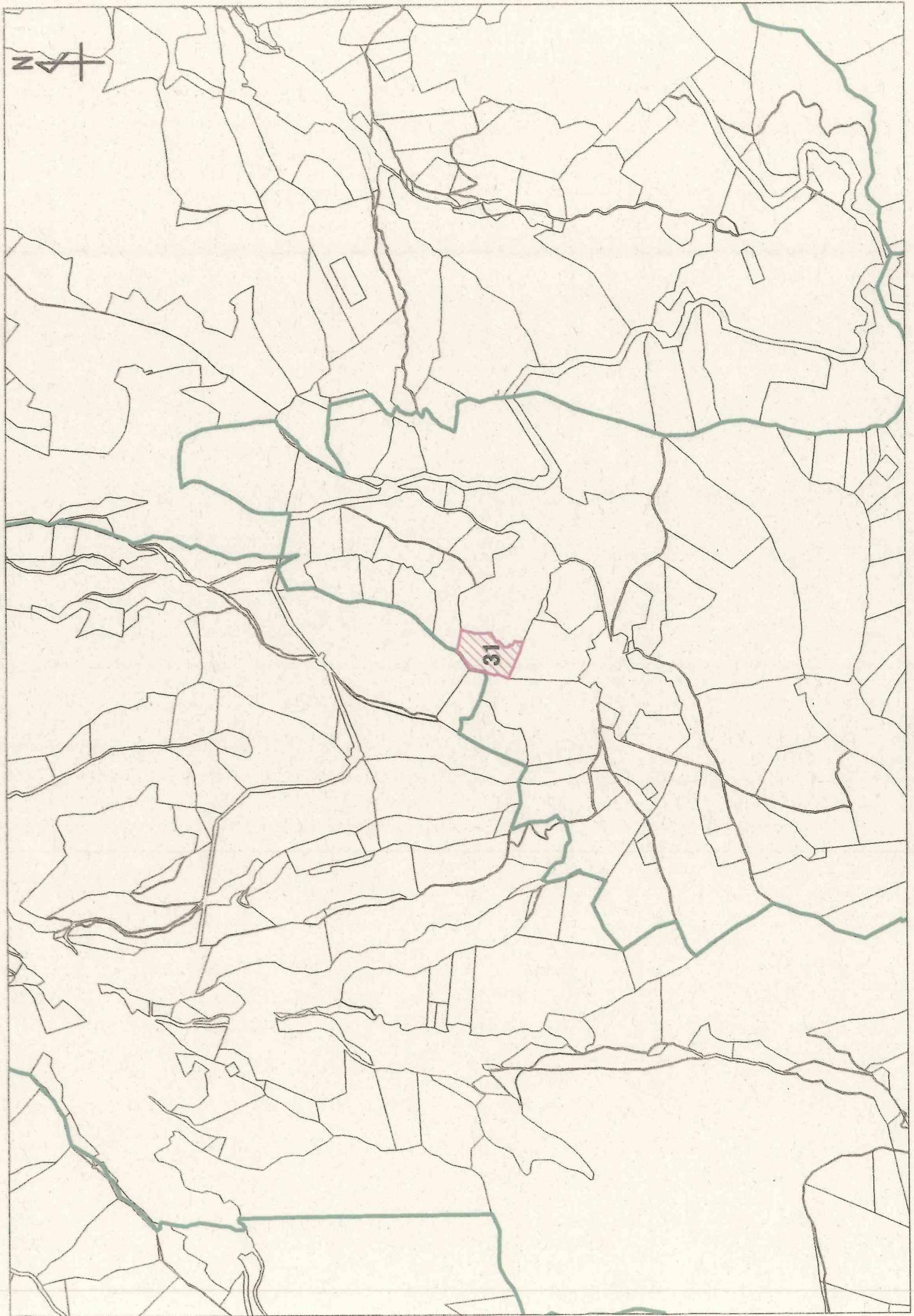
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号 番	集R3延8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 砥部町長	佐川 秀紀	(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所住地)						
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目					
					面積 ha					
					現況 樹種					
					現況 林齡					
					経営管理権 の存續期 (終期) (B)					
					経営管理権 の始期 (初期) (C)					
1	伊予郡砥部町万年925番	29	38	0	山林 0.24	スギ 37	2022.4.1 (2032.3.31)	○経営管理実施権の設定 は行わない。 ・乙は、存続期間中に保育間伐を行なう。 ・伐採の対象となる樹木はスギまたはノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にはその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわぬ範囲において伐採することができるものとする。	○経営管理実施権の設定 は行わない。 (1 甲に支払われるべき金額の額の算定方法) ・木材の販売収益が発生したため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	○経営管理実施権の設定 は行わない。 (2 留意事項) ・乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担する。当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合、その都度巡視を行う。当該巡視は、林道等からの目視等にて実施する。
2	伊予郡砥部町万年952番	29	62	1	山林 0.40	スギ 37	2022.4.1 (2032.3.31)			
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

備考  
経営管理権設定は別添  
経営管理権設定区域のとおり

番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年925番	29	38	0	山林	0.24	スギ	37			
2	伊予郡砥部町万年952番	29	62	1	山林	0.4	スギ	37			地役権
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることとする。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

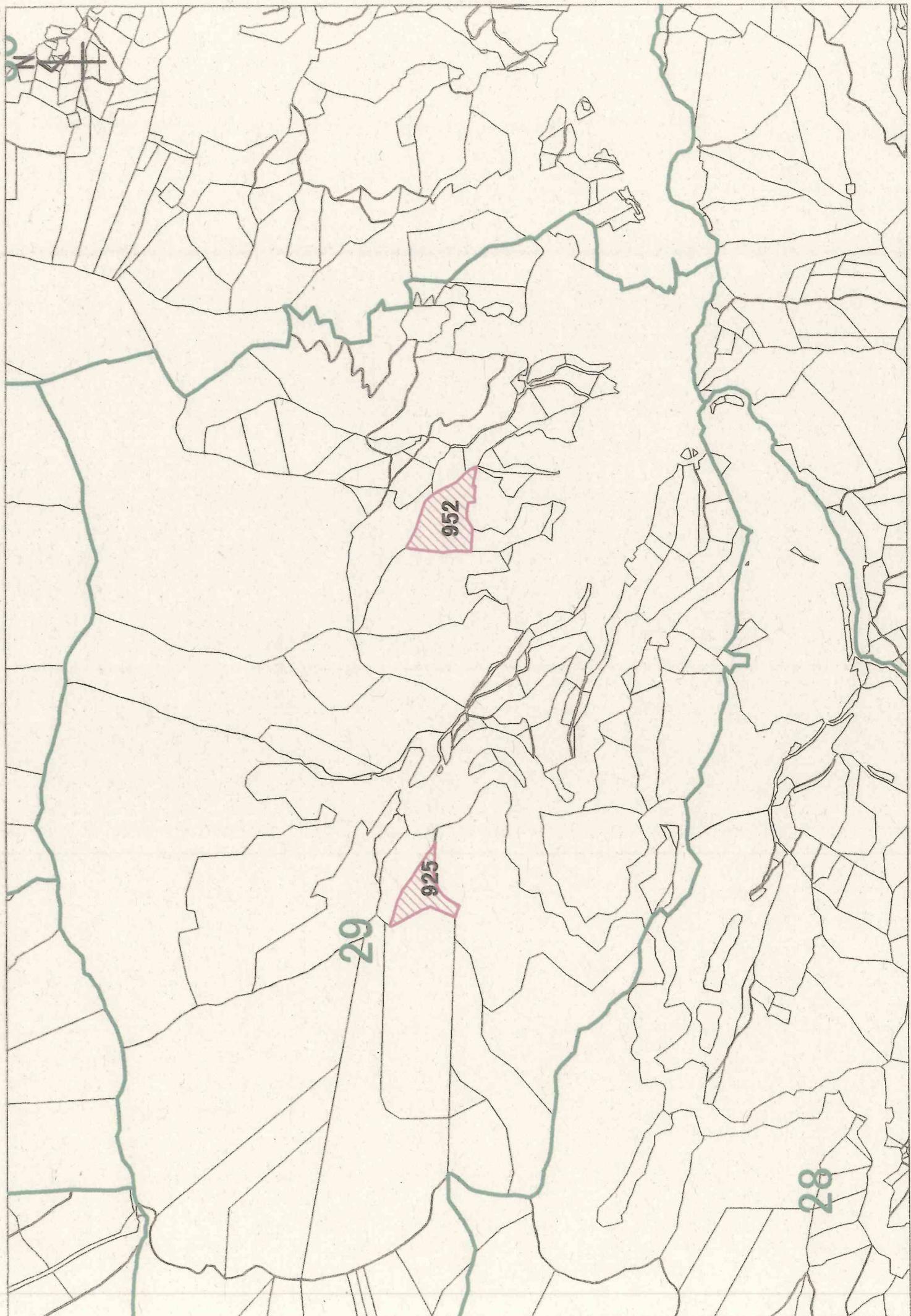
(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号 番号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		（名称） 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町官内1392番地	
	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）	乙が経営管理権に基づいて行われる経営管理権に基づいて 経営管理権の内容（C）					参考 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額 の算定方法
	番号	所在・地番	林班	小班	枝番	
	1	伊予郡砥部町万年926番	29	39	0	山林
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					

○経営管理実施権の設定  
は行わない。  
・乙は、存続期間中に  
保育間伐を行なうべき  
金額の額の算定方法  
・木材の販売収益が発生  
いため、乙から甲への金  
銭の支払いは発生しない。

○経営管理実施権の設定  
は行わない。  
（1 甲に支払われるべき  
金額の額の算定方法）  
・伐採の対象となる樹種  
はスギまたはノキ、前述  
した樹種を伐採する際  
にその他の立木が支障  
となる場合は、対象森  
林の公益的機能を損な  
わぬ範囲において伐  
採ができるところとする。  
・乙は、当該森林の管  
理のため、巡査を行う  
ものとする。また、氣  
象災害等の恐れがある  
場合、その都度巡査。な  
お、当該森林の管  
理を行なうものとする。

○経営管理権は別添  
図面のとおり  
経営管理権設  
定区域のとおり

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年926番	29	39	0	山林	0.28	スギ	40			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

[REDACTED]

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。
- また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。
- (2) 受託者の義務
- この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理実施権配分計画の作成
- この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。
- (4) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木は、甲に帰属する。
- (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (7) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次の一いずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のあるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

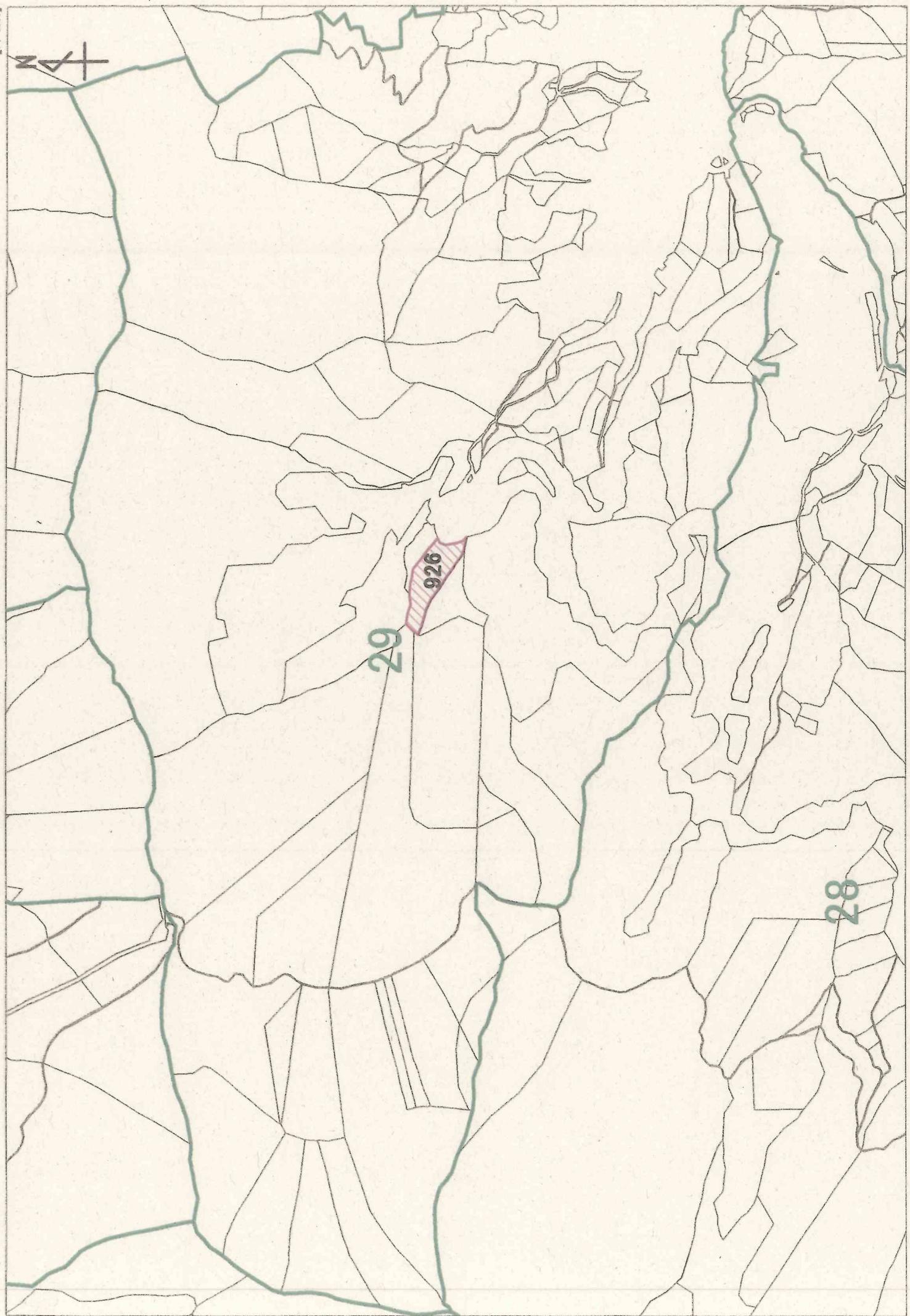
(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

理号 整番	集R3底10	(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地						
		(氏名又は名称) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(住所又は所在地)						
<b>乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)</b>										
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目					
					面積 ha					
					現況樹種					
					現況林齡					
					経営管理権の始期					
					経営管理権の存続期間(終期)					
					経営管理権の設定					
1	伊予郡砥部町万年889番	28	9	0	山林 0.02	スギ 38	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
2	伊予郡砥部町万年903番	28	18	0	山林 0.11	スギ 35	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙に支払われるべき金銭の額の算定方法	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) を支払うべき時期、相手方及び方法	○乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
3	伊予郡砥部町万年1133番1	28	97	1	山林 0.23	スギ 46	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○木林の販売収益が発生する森林整備は実施しない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
4	伊予郡砥部町万年1133番2	28	97	2	山林 0.07	スギ 46	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○木林の販売収益が発生する森林整備は実施しない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
5	伊予郡砥部町万年1185番	27	22	1	山林 0.31	スギ 59	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
6	伊予郡砥部町万年1210番	27	42	2	山林 0.77	スギ・ヒノキ 64	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
7	伊予郡砥部町万年1223番	27	55	1	山林 0.79	スギ 51	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
8	伊予郡砥部町万年1244番	27	76	2	山林 0.14	スギ 52	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
9	伊予郡砥部町万年1245番	27	77	0	山林 0.06	スギ 45	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した経費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。
10	伊予郡砥部町万年1294番	27	120	1	山林 0.39	スギ・ヒノキ 54	2022. 4. 1 (2032. 3. 31)	○乙が経営管理を行なうために要した絏費及び森林保険料は、乙が負担するものとする。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があわる場合において甲に支払方法金銭 (D) の額の算定方法	○経営管理実施権の設定は行わない。



番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年889番	28	9	0	山林	0.02	スギ	38			
2	伊予郡砥部町万年903番	28	18	0	山林	0.11	スギ	35			
3	伊予郡砥部町万年1133番1	28	97	1	山林	0.23	スギ	46			
4	伊予郡砥部町万年1133番2	28	97	2	山林	0.07	スギ	46			
5	伊予郡砥部町万年1185番	27	22	1	山林	0.31	スギ	59			
6	伊予郡砥部町万年1210番	27	42	2	山林	0.77	スギ・ヒノキ	64			
7	伊予郡砥部町万年1223番	27	55	1	山林	0.79	スギ	51			
8	伊予郡砥部町万年1244番	27	76	2	山林	0.14	スギ	52			
9	伊予郡砥部町万年1245番	27	77	0	山林	0.06	スギ	45			
10	伊予郡砥部町万年1294番	27	120	1	山林	0.39	スギ・ヒノキ	54			

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					備考
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林筋	氏名又は名称	権原の種類	
11	伊予郡砥部町万年534番	30	226	1	山林	0.15	ヒノキ	41		地役権	
12	伊予郡砥部町万年817番1	30	267	1	山林	1.10	ヒノキ	36		地役権	
13	伊予郡砥部町万年1231番	27	63	0	山林	0.26	スギ	60		地役権	
14	伊予郡砥部町万年192番	30	257	0	山林	0.51	スギ	55		地役権	
15											
16											
17											
18											
19											
20											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる」とし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したときは
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたときは
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

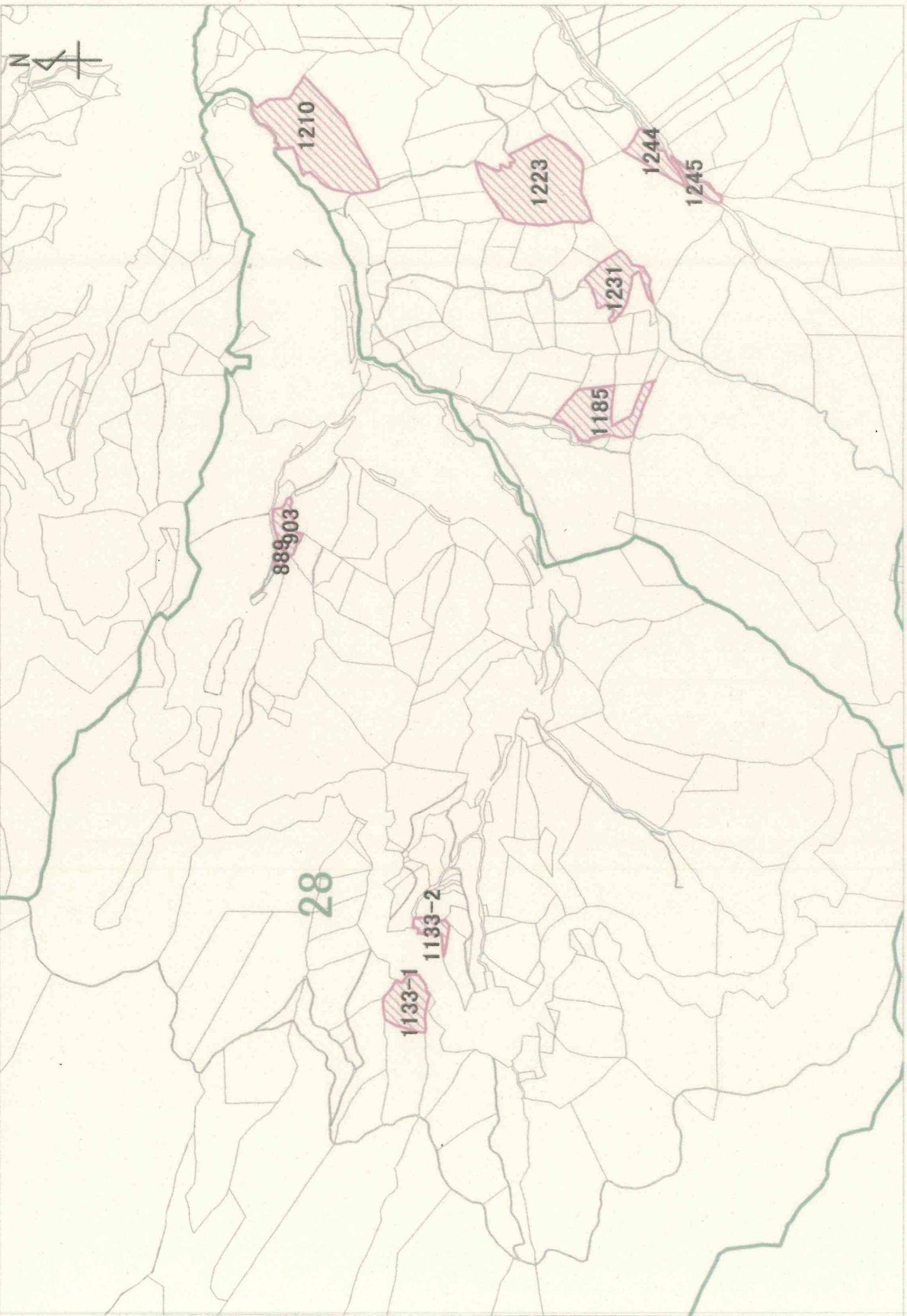
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1 / 5000]



[1:5000]



32

31

534

1294

817-1

792

# 経営管理権積算計画

## 1 個別事項

整備番号	集R3底11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 砥部町長	佐川 秀紀	(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)	
<b>乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）</b>					
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目
面積 ha	現況 樹種	現況 樹齡	経営管理権の初期 (終期) (B)	経営管理権の中期 (終期) (C)	木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合におけるべき金銭（D）の額の算定方法
備考					
1 伊予郡砥部町万年895番	28 12 1 山林 0.41 ヒノキ・スギ 39 2022.4.1 (2032.3.31)	○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定は行わない。
2 伊予郡砥部町万年895番	28 12 4 山林 0.01 ヒノキ・スギ 59 2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。	（1 用に支払われるべき金銭の額の算定方法） ・木材の販売収益が発生するため、乙から甲に支払は行われない。	（1 用に支払われるべき金銭の額の算定方法） ・木材の販売収益が発生するため、乙から甲に支払は行われない。	（1 用に支払われるべき金銭の額の算定方法） ・木材の販売収益が発生するため、乙から甲に支払は行われない。
3 伊予郡砥部町万年96番	30 74 0 山林 0.17 ヒノキ 37 2022.4.1 (2032.3.31)	・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際には、その他の立木が支障となる場合とは、対象森林の公益的機能を損なわぬことができる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。
4 伊予郡砥部町万年942番	29 53 0 山林 0.03 ヒノキ 55 2022.4.1 (2032.3.31)	・伐採の対象となる樹種はスギとする。	・乙は、当該森林の管轄権を行使する場合において伐採する。また、気象災害等の恐れがある場合は、当該森林の管理者のとどめるところがわかる。	・乙は、当該森林の管轄権を行使する場合において伐採する。また、気象災害等の恐れがある場合は、当該森林の管理者のとどめるところがわかる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。
5 伊予郡砥部町万年943番	29 54 0 山林 0.04 スギ 55 2022.4.1 (2032.3.31)	・伐採の対象となる樹種はスギとする。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。	（2 留意事項） ・乙が経営管理権を付保する場合において伐採するところがわかる。
6					経営管理権は別添定区域のとおり
7					
8					
9					
10					

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年895番	28	12	1	山林	0.41	ヒノキ・スギ	39			
2	伊予郡砥部町万年895番	28	12	4	山林	0.01	ヒノキ・スギ	59			
3	伊予郡砥部町万年96番	30	74	0	山林	0.17	ヒノキ	37			地役権
4	伊予郡砥部町万年942番	29	53	0	山林	0.03	ヒノキ	55			
5	伊予郡砥部町万年943番	29	54	0	山林	0.04	スギ	55			
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

住 所（同上）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により当該森林において解約した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林にて設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙を行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は経営の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

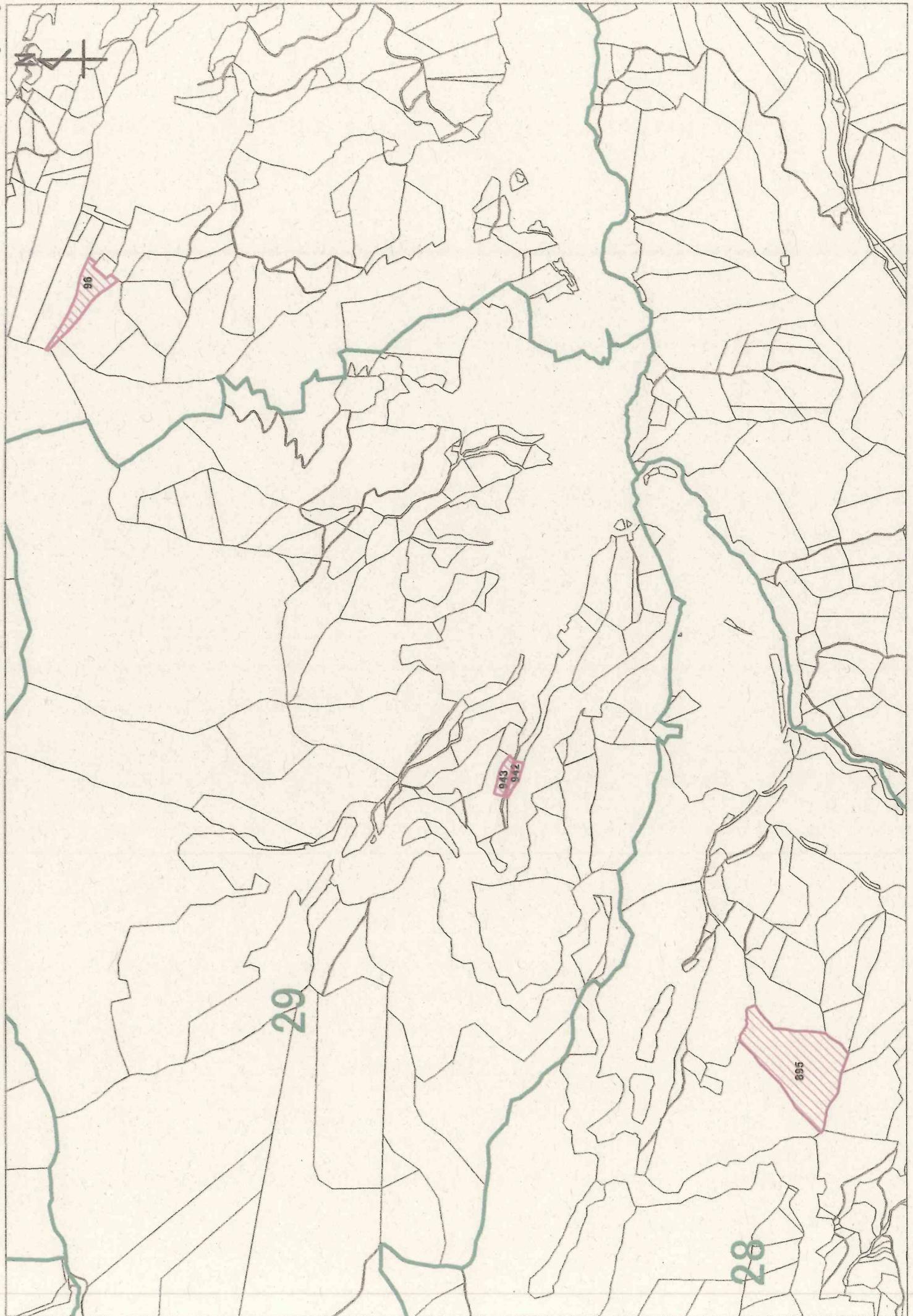
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画面を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1:5000]



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整備番号	理番	個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町官内1392番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）		経営管理権の存続期間（終期）(B)		木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理実施権の設定
1	伊予郡砥部町万年1069番	28	54	0	山林	0.14	ヒノキ	36	2022.4.1 (2032.3.31)	○経営管理実施権の設定は行わない。
2	伊予郡砥部町万年1191番	27	28	0	山林	0.06	スギ	59	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際には、その他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわぬ範囲において伐採することができるものとする。
3	伊予郡砥部町万年1192番	27	29	1	山林	0.36	ヒノキ	37	2022.4.1 (2032.3.31)	・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際には、その他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわぬ範囲において伐採することができるものとする。
4	伊予郡砥部町万年1199番	27	34	0	山林	0.02	スギ	49	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
5	伊予郡砥部町万年1215番	27	47	0	山林	0.23	スギ	54	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
6	伊予郡砥部町万年1224番	27	56	1	山林	0.27	スギ	54	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
7	伊予郡砥部町万年1226番	27	58	1	山林	0.13	スギ	54	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
8	伊予郡砥部町万年1300番1	27	124	1	山林	0.14	スギ・ヒノキ	51	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
9	伊予郡砥部町万年1203番	27	256	0	山林	0.03	スギ	49	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。
10	伊予郡砥部町万年1204番	27	257	0	山林	0.08	スギ	49	2022.4.1 (2032.3.31)	・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行なう。また、気象災害等の恐れがある場合に、ある場合に、その都度巡回を行うものとする。

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）		経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	同意印		
1	伊予郡砥部町万年1069番	28	54	0	山林	0.14	ヒノキ	36					
2	伊予郡砥部町万年1191番	27	28	0	山林	0.06	スギ	59					
3	伊予郡砥部町万年1192番	27	29	1	山林	0.36	ヒノキ	37					
4	伊予郡砥部町万年1199番	27	34	0	山林	0.02	スギ	49					
5	伊予郡砥部町万年1215番	27	47	0	山林	0.23	スギ	54					
6	伊予郡砥部町万年1224番	27	56	1	山林	0.27	スギ	54					
7	伊予郡砥部町万年1226番	27	58	1	山林	0.13	スギ	54					
8	伊予郡砥部町万年1300番1	27	124	1	山林	0.14	スギ・ヒノキ	51					
9	伊予郡砥部町万年1203番	27	256	0	山林	0.03	スギ	49					
10	伊予郡砥部町万年1204番	27	257	0	山林	0.08	スギ	49					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることがある。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。  
ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを用行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

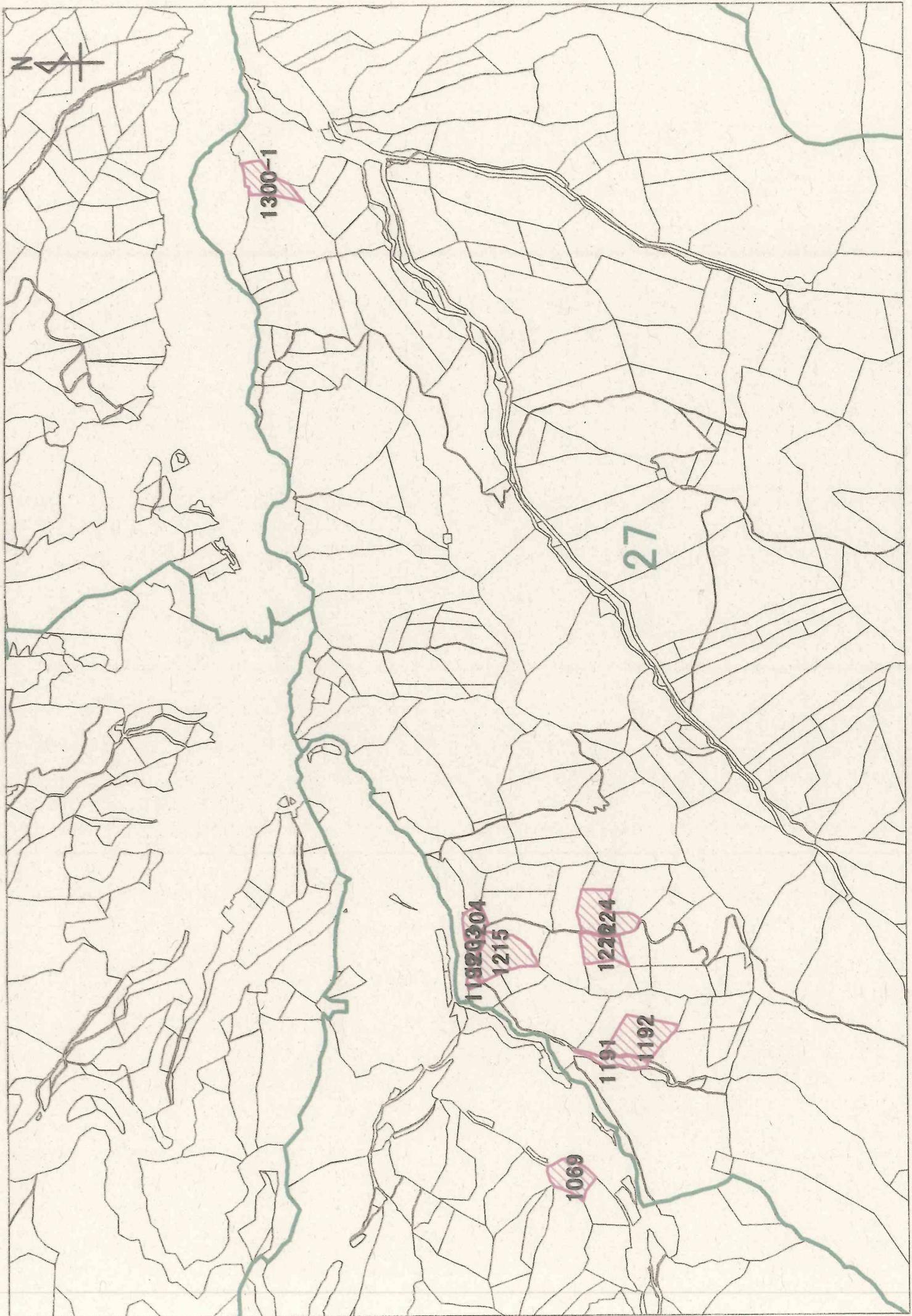
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集R3紙13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種
							現況 樹齡
1	伊予郡砥部町万年1402番	27	214	0	山林	0.13	ヒノキ
2	伊予郡砥部町万年1438番	27	241	2	山林	0.16	ヒノキ
3	伊予郡砥部町万年1403番	27	215	0	山林	1.15	スギ・ヒノキ
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

備考

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  
の算定方法

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額

○経営管理実施権の設定は行わない。

○乙から甲に対する金銭の支払は行わない。

○乙に支払われるべき金銭の算定方法

（1）甲に支払われるべき金銭の額

・木材の販売収益が発生する森林整備が実施しない場合

・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、甲への金銭の支払いは発生しない。

（2）留意事項

・乙が経営管理を行った場合における保険料は、乙が負担するものとする。

・乙は、当該森林の管理のため、巡視を行つるものとする。恐れがある場合は、その都度巡回を行つるものとする。林道等の災害等のものとす。林道等を走る場合、その目視等にて実施する。

経営管理権設定区域は別添図面とのおり

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は所在地	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年1402番	27	214	0	山林	0.13	ヒノキ	32			
2	伊予郡砥部町万年1438番	27	241	2	山林	0.16	ヒノキ	34			
3	伊予郡砥部町万年1403番	27	215	0	山林	1.15	スギ・ヒノキ	35			
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

## 2. 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育乙は、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- （8）森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路綱の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

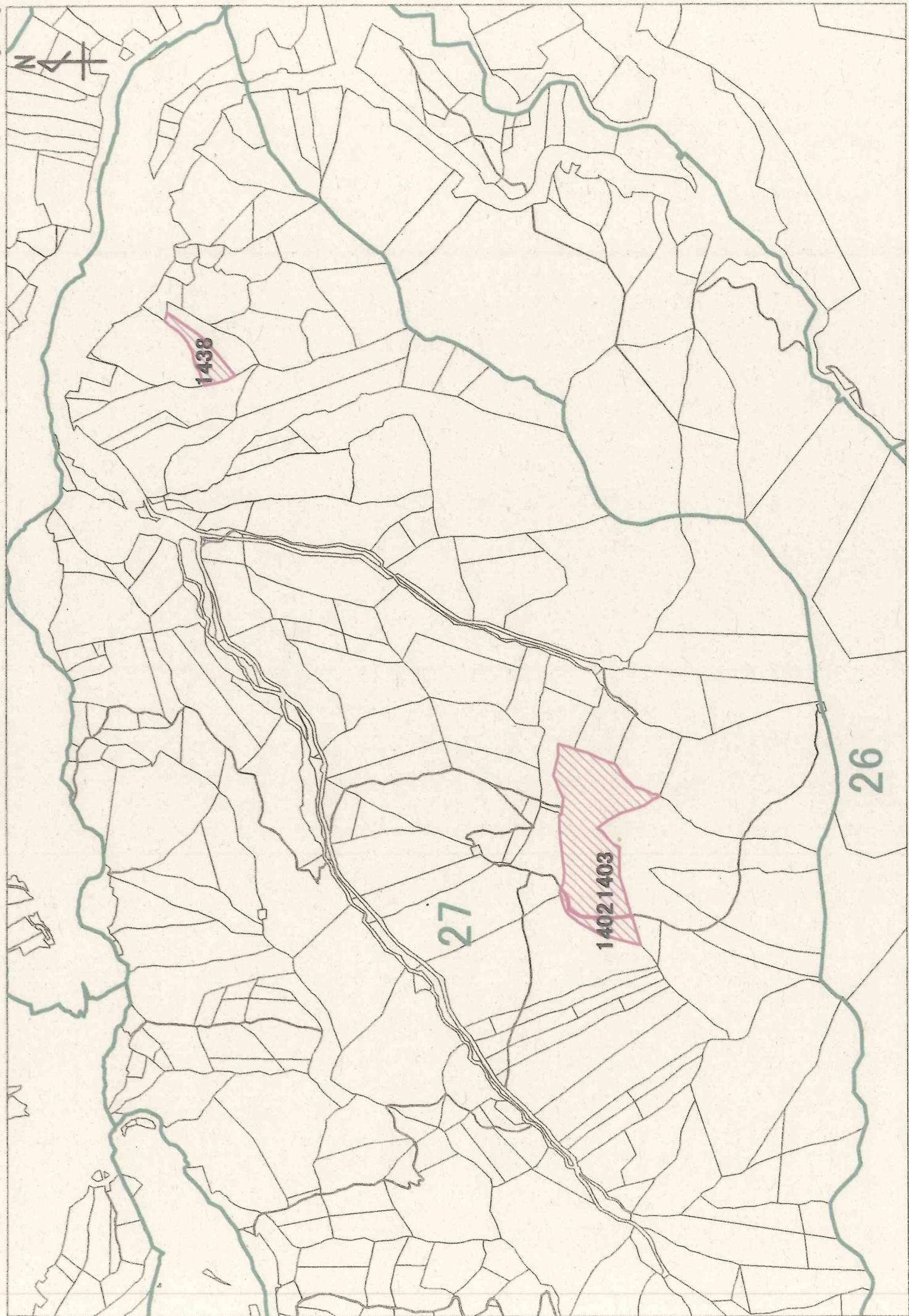
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。  
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1 / 5000]



圖書管理

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						
番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林分	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	伊予郡砥部町万年68番	30	47	0	山林	1.06	スキ・ヒノキ	64			地役権		
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

この経営管理権の定めるところにより設定される経営管理受益権及び経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権について行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。  
また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

- (2) 受託者の義務  
この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理実施権配分計画の作成  
この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。
- (4) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (7) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のがれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこ者が著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

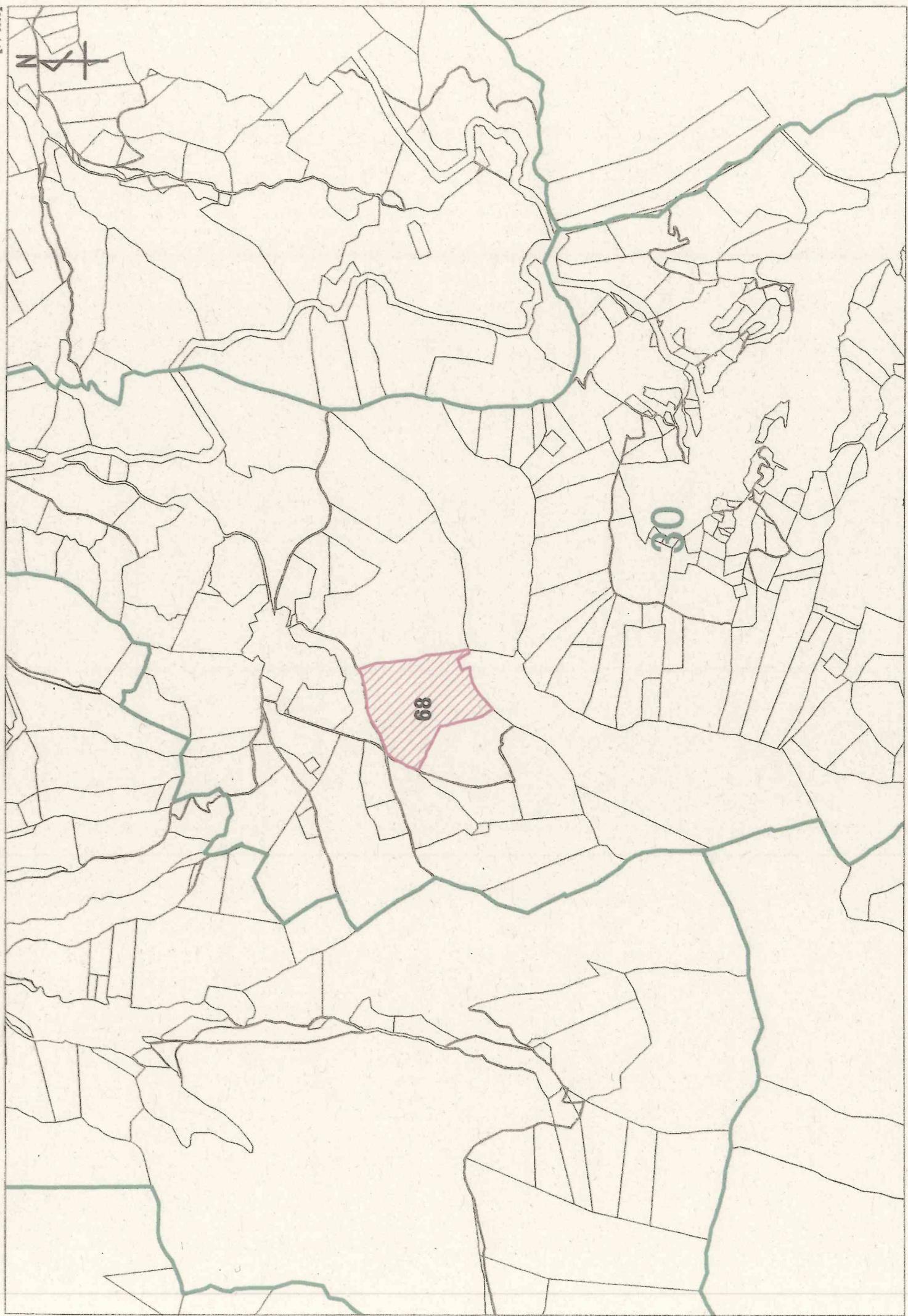
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



経営管理権管當集積計画

個別事項

番号	所在・地番	乙が經營管理権の設定を受ける森林(A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)					備考
		林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況樹種	現況樹種	現況樹種	現況樹種	
1	伊予郡砥部町万年42番	30	28	0	山林	0.35	スギ	38				
2	伊予郡砥部町万年44番	30	30	0	山林	0.1	スギ	43				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次の一いずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

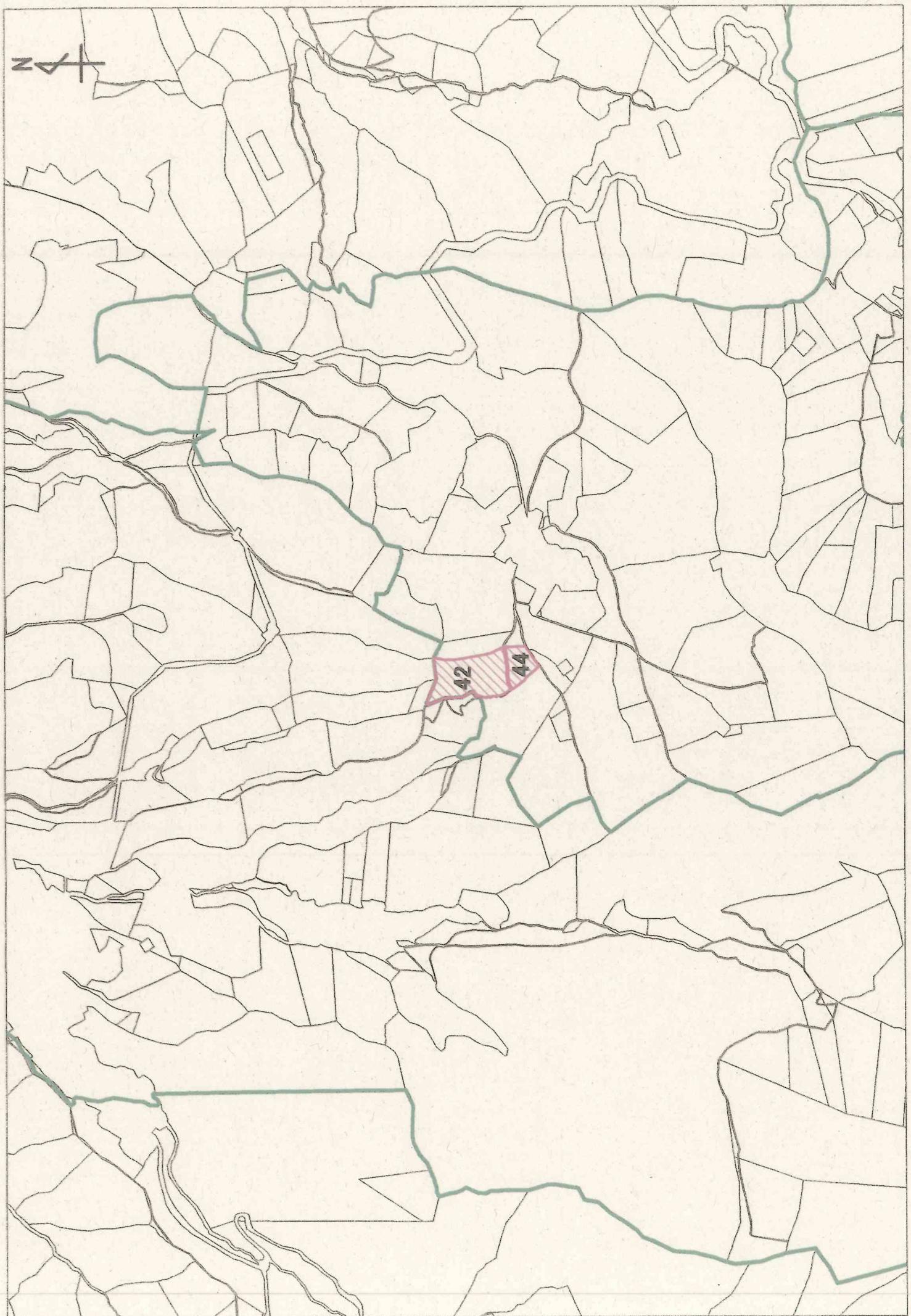
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

1:5000



経営管理権理集積計画

個別事項

番号	所 在 ・ 地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林分	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（乙）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年1439番1	27	242	1	山林	0.35	スキ・ヒノキ	55			
2	伊予郡砥部町万年1439番1	27	242	2	山林	0.11	スギ	59			
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 (同上)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることがある。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第3者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。  
ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

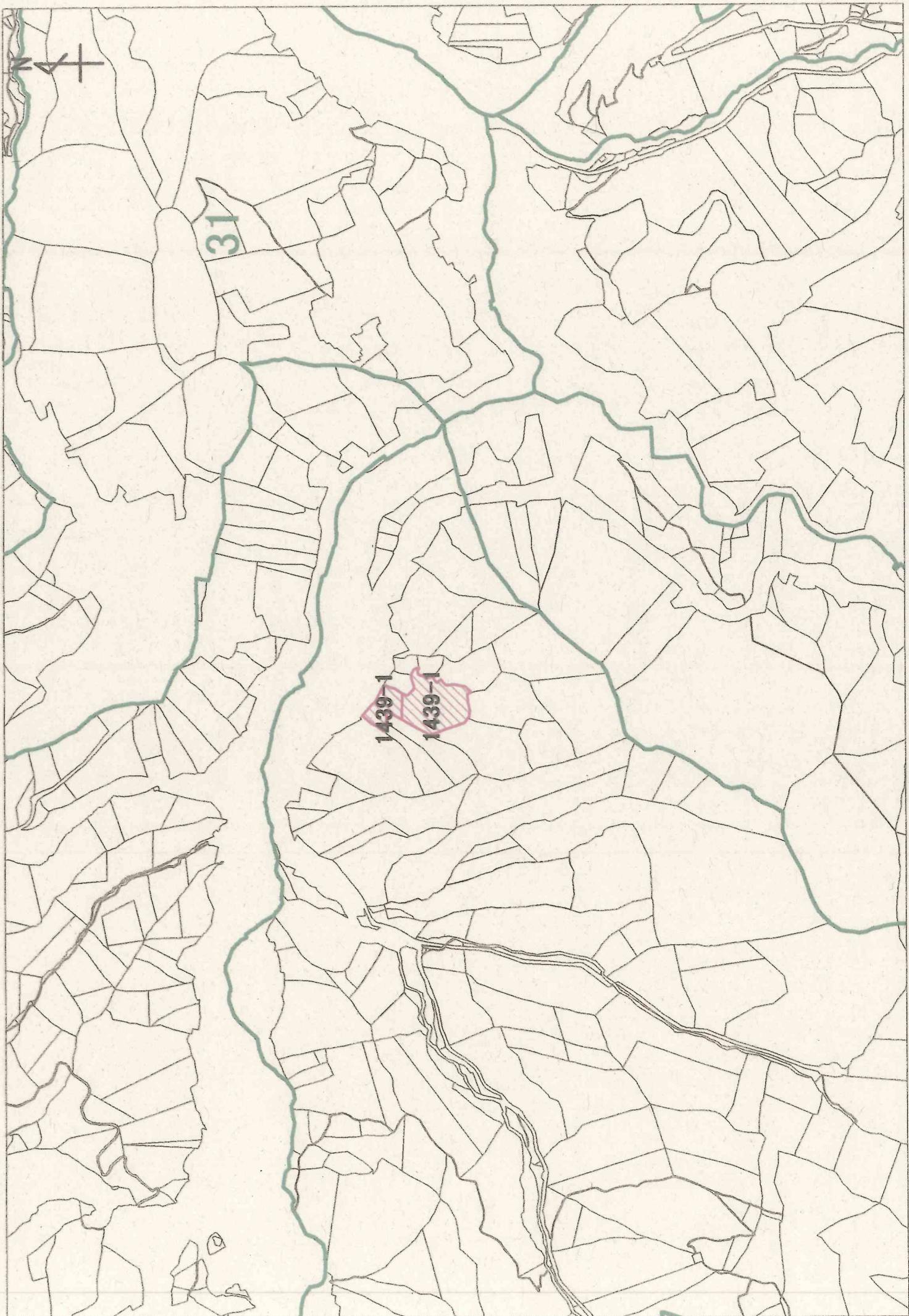
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年896番	28	13	0	山林	0.34	ヒノキ	49			
2	伊予郡砥部町万年1387番	27	200	1	山林	0.54	ヒノキ	39			
3	伊予郡砥部町万年79番	30	58	1	山林	0.16	ヒノキ	64			地役権
4	伊予郡砥部町万年93番1	30	71	2	山林	0.11	ヒノキ	41			地役権
5	伊予郡砥部町万年416番	30	197	0	山林	0.28	ヒノキ	42			
6	伊予郡砥部町万年1238番	27	70	2	山林	0.3	ヒノキ	33			
7	伊予郡砥部町万年934番1	29	46	1	山林	0.03	ヒノキ	61			
8	伊予郡砥部町万年940番1	29	51	1	山林	0.24	ヒノキ	61			
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

住 所（同上）

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。  
また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある場合は、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名稱を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

29

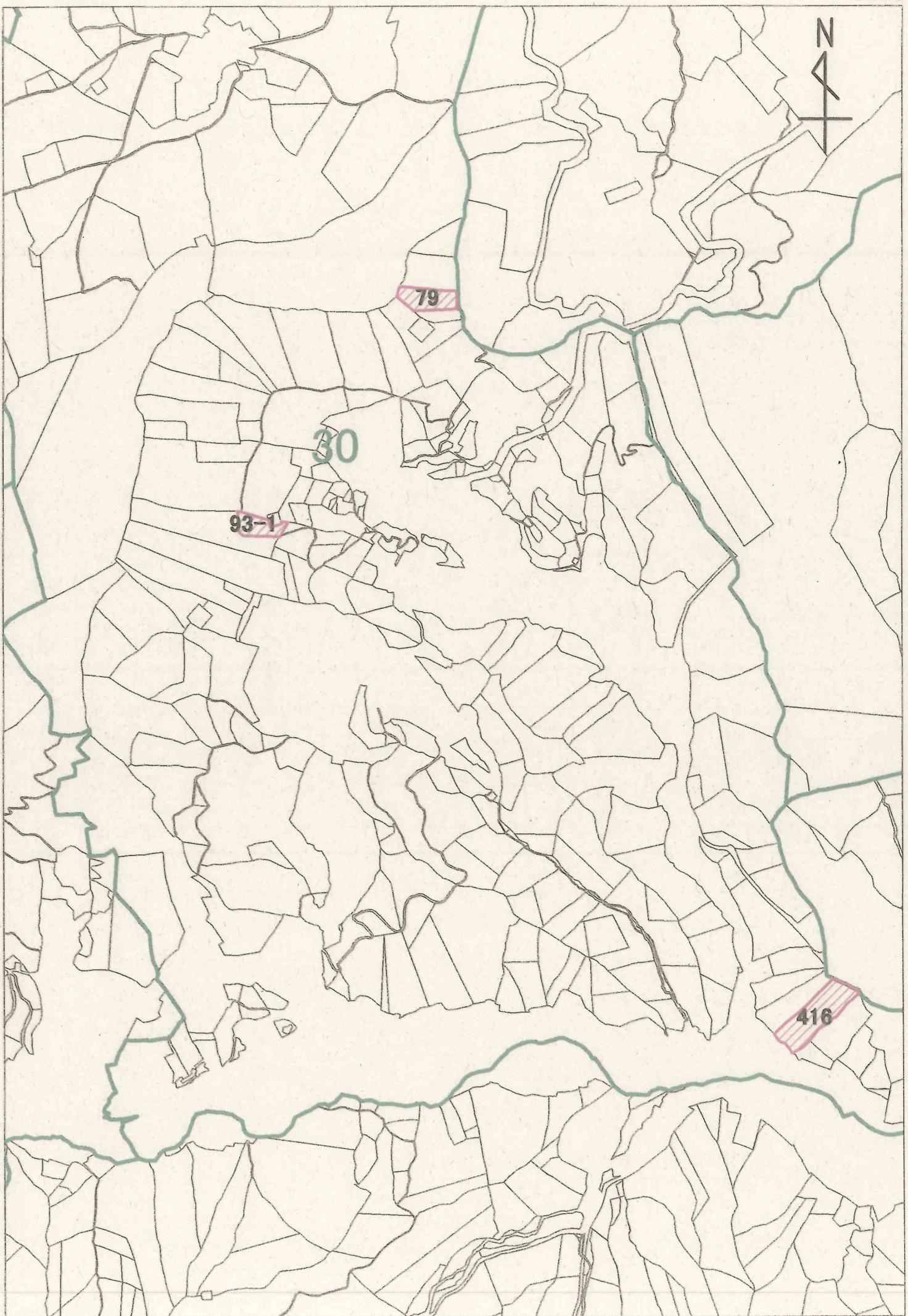
934-1

940-1

896

1238

1387



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集R3砥18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						参考						
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の有効期間(終期) (B)	経営管理権にに基づいて 経営管理権にに基づいて 経営管理権が発行される場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)を支払うべき時期、 相手方及び方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	参考
1	伊予郡砥部町万年916番	28	25	0	山林	0.04	スギ	37	2022.4.1 (2032.3.31)	○経営管理実施権の設定は 行わない。	○経営管理実施権の設定は行わ ない。	○経営管理実施権の設定は行わ ない。
2	伊予郡砥部町万年1070番	28	55	0	山林	0.15	ヒノキ・スギ	44	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・乙は、存続期間中に 保育間伐を行わない。 （2）留意事項 ・乙から甲に対する金銭の支 払は発生しない。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対 して金銭の支 払は行わない。
3	伊予郡砥部町万年1072番	28	57	0	山林	0.27	ヒノキ	44	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はシマキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
4	伊予郡砥部町万年1095番1	28	70	1	山林	0.16	ヒノキ	42	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
5	伊予郡砥部町万年1095番2	28	70	2	山林	0.03	ヒノキ	42	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
6	伊予郡砥部町万年1096番1	28	71	1	山林	0.01	ヒノキ	35	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
7	伊予郡砥部町万年1101番	28	76	1	山林	0.06	ヒノキ	64	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
8	伊予郡砥部町万年1101番	28	76	2	山林	0.02	ヒノキ	39	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
9	伊予郡砥部町万年1126番1	28	90	1	山林	0.48	スギ	54	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。
10	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	1	山林	0.39	ヒノキ	35	2022.4.1 (2032.3.31)	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はヒノキ と/orする。ただし、前述 した樹種を伐採する場合に にその他の立木が立木が立 たる場合は、支障を公的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。ただし、伐 採する場合においては、 公的機能を損な わない範囲において伐 採することとする。 （2）留意事項 ・乙が経営管理を行なうため に要した経費及び森林保 険料は、乙が負担するもの と/orする。	（1）甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生す る森林整備は実施しないた め、乙から甲への金銭の支 払は発生しない。	○乙から甲に対する金銭の支 払は行わない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		備考	
番号	所在地・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林歸	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定は行わぬ。(1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	○経営管理実施権の設定は行わぬ。(1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	○経営管理実施権の設定は行わぬ。
11	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	2	山林	0.48	ヒノキ	74	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。	・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。	・乙から甲に對して金銭の支払は行わない。	経営管理権設定期間は別添図面のとおり	
12	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	3	山林	0.20	スギ	54	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採するため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採するため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	・乙から甲に對して金銭の支払は行わない。		
13	伊予郡砥部町万年1129番	28	93	0	山林	0.41	スギ・ヒノキ	47	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・その他の立木が伐採する場合、伐木の公益的機能を損なわない範囲において伐採ができるところとする。	・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採するため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	・乙から甲に對して金銭の支払は行わない。		
14	伊予郡砥部町万年1131番	28	95	0	山林	0.32	スギ	64	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
15	伊予郡砥部町万年1440番1	27	243	1	山林	0.05	スギ	57	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
16	伊予郡砥部町万年818番	30	268	0	山林	0.02	スギ	52	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
17	伊予郡砥部町万年820番	30	270	0	山林	0.1	ヒノキ	46	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
18	伊予郡砥部町万年822番	30	272	0	山林	1.27	ヒノキ	46	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
19	伊予郡砥部町万年793番	30	258	0	山林	0.33	ヒノキ	55	2022. 4. 1	10年 (2032. 3. 31)	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙は、当該森林の管轄のため、巡視を行う場合のとおり、その都度巡視を行いうまつた気の害等の恐れがある場合のとする。	・乙が経営管理及び森林保険料を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとす。		
20															

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)		備考
								住所又は所在地	氏名又は名称	
1	伊予郡砥部町万年916番	28	25	0	山林	0.04	スギ	37		
2	伊予郡砥部町万年1070番	28	55	0	山林	0.15	ヒノキ・スギ	44		
3	伊予郡砥部町万年1072番	28	57	0	山林	0.27	ヒノキ	44		
4	伊予郡砥部町万年1095番1	28	70	1	山林	0.16	ヒノキ	42		
5	伊予郡砥部町万年1095番2	28	70	2	山林	0.03	ヒノキ	42		
6	伊予郡砥部町万年1096番1	28	71	1	山林	0.01	ヒノキ	35		
7	伊予郡砥部町万年1101番	28	76	1	山林	0.06	ヒノキ	64		
8	伊予郡砥部町万年1101番	28	76	2	山林	0.02	ヒノキ	39		
9	伊予郡砥部町万年1126番1	28	90	1	山林	0.48	スギ	54		
10	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	1	山林	0.39	ヒノキ	35		

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											
11	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	2	山林	0.48	ヒノキ	74			
12	伊予郡砥部町万年1127番1	28	91	3	山林	0.20	スギ	54			
13	伊予郡砥部町万年1129番	28	93	0	山林	0.41	スギ・ヒノキ	47			
14	伊予郡砥部町万年1131番	28	95	0	山林	0.32	スギ	64			
15	伊予郡砥部町万年1440番1	27	243	1	山林	0.05	スギ	57			
16	伊予郡砥部町万年8118番	30	268	0	山林	0.02	スギ	52			
17	伊予郡砥部町万年820番	30	270	0	山林	0.10	ヒノキ	46			
18	伊予郡砥部町万年822番	30	272	0	山林	1.27	ヒノキ	46		地役権	
19	伊予郡砥部町万年793番	30	258	0	山林	0.33	ヒノキ	55		地役権	
20											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

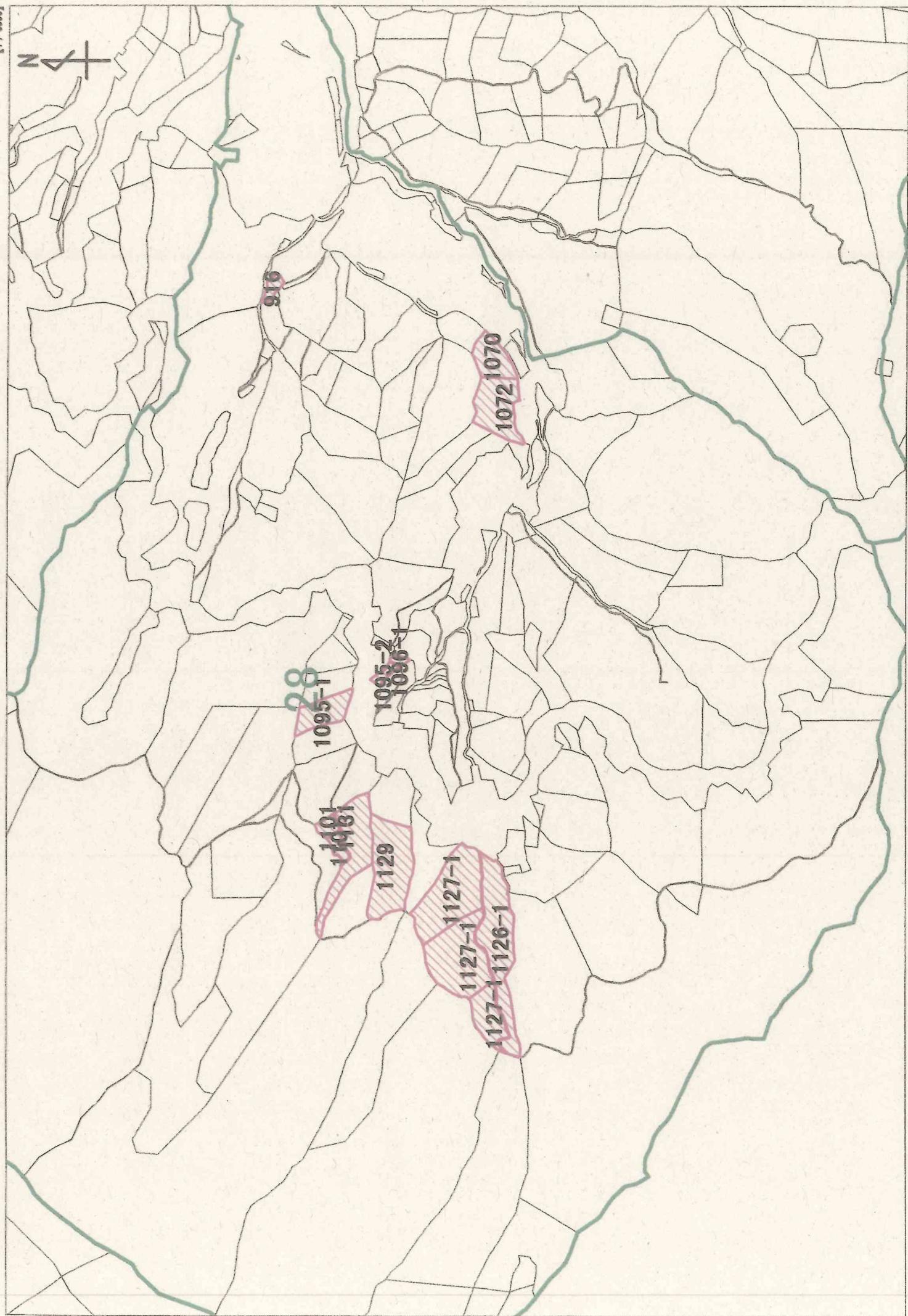
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

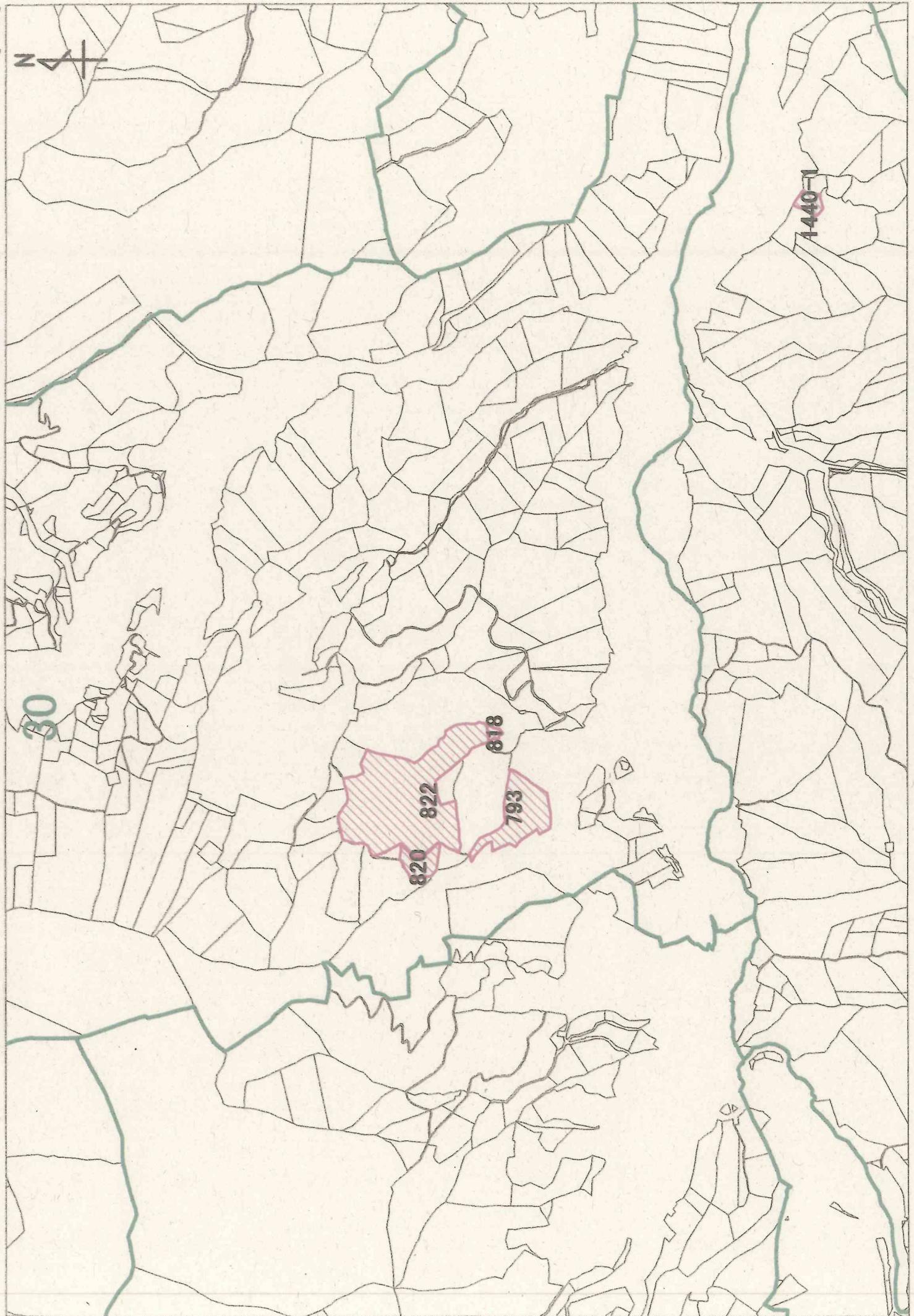
(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

1:5000

N





経営管理権集積計画

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年1213番	27	45	2	山林	0.23	スギ・ヒノキ	54				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合で乙がこれを行なうものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

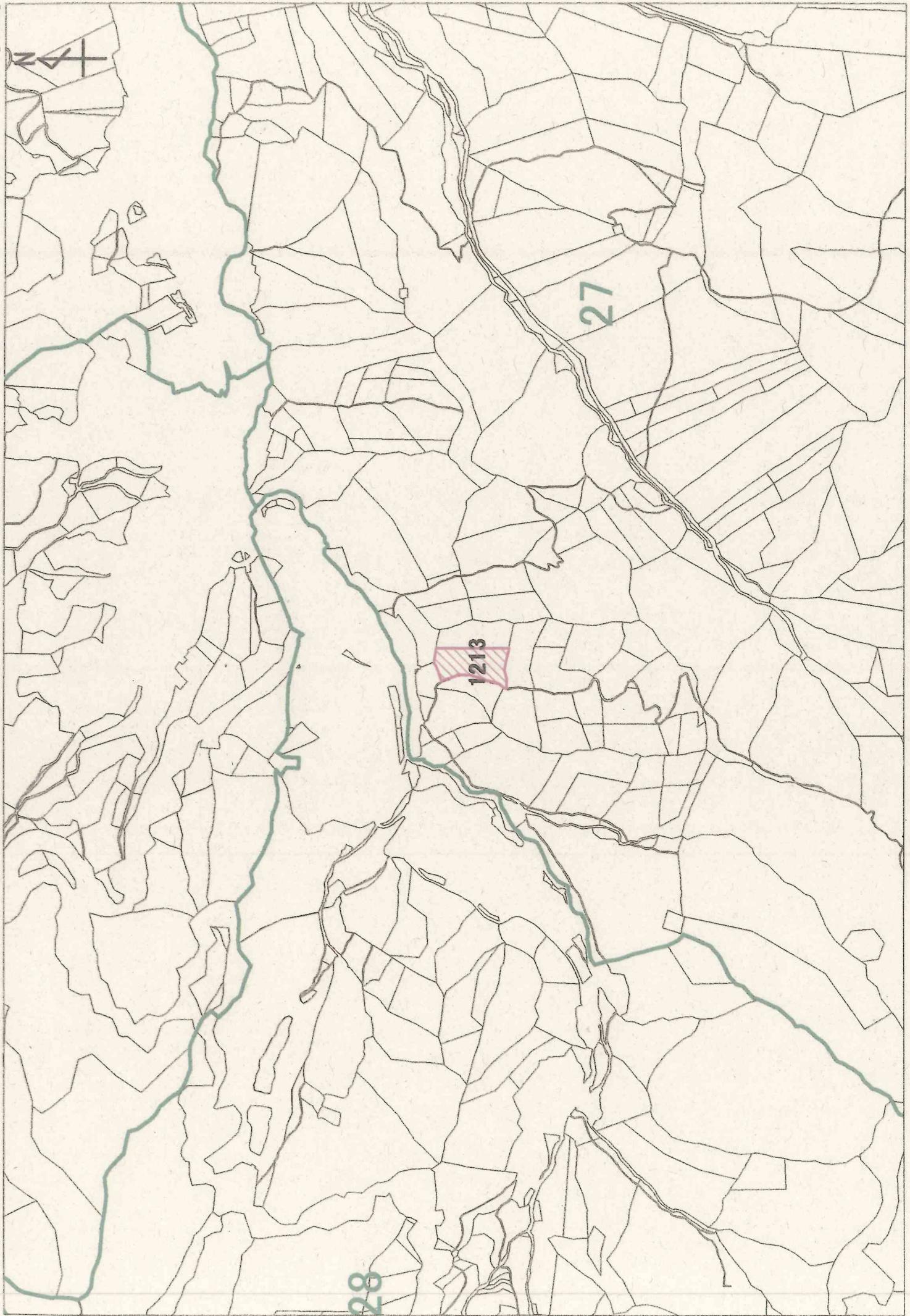
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他その他の集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

1:5000



経営管理権集積管營

番号	所在・地番	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					備考
		林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町岩谷316番	2	38	2	山林	0.21	ヒノキ	46				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理办法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への入り及び施設の利用

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

## (9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

### (10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部がが損壊したときは
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたときは
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるときは

### (11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

### (12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

#### (13) 甲の通知及び届出

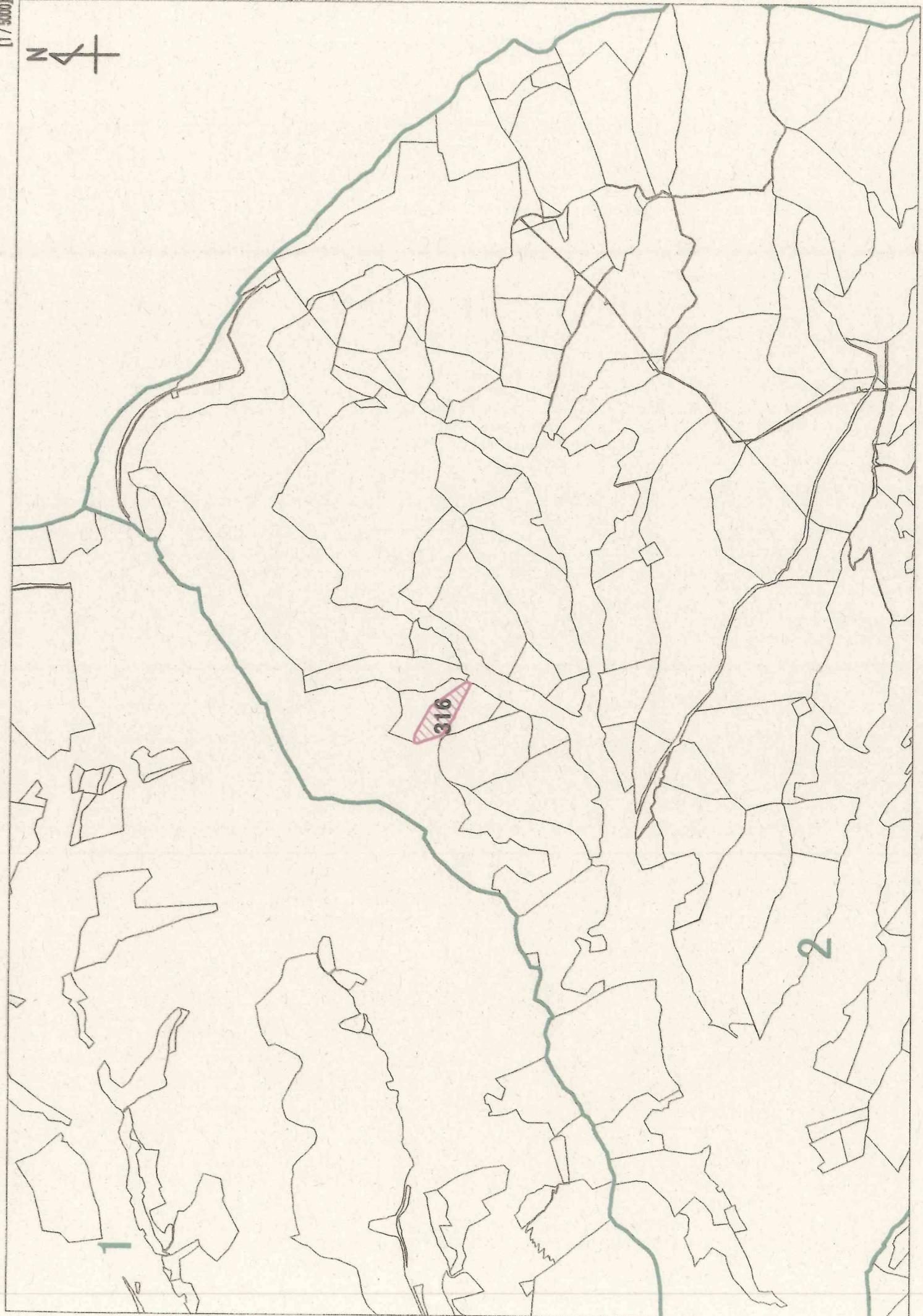
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は愛遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の権利を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

#### (14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1/5000]

N



當經管理權集積計畫

個別項目

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町万年1360番	27	173	0	山林	0.88	ヒノキ	57			
2	伊予郡砥部町万年1361番	27	174	0	山林	0.12	ヒノキ	57			
3	伊予郡砥部町万年1404番	27	216	0	山林	0.27	ヒノキ	57			地役権
4	伊予郡砥部町岩谷389番	2	82	0	山林	0.92	ヒノキ	37			
5	伊予郡砥部町岩谷618番	2	104	1	山林	0.58	ヒノキ	41			
6	伊予郡砥部町岩谷619番	2	105	1	山林	0.73	スギ・ヒノキ	38			
7	伊予郡砥部町岩谷619番	2	105	2	山林	0.06	スギ・ヒノキ	38			
8	伊予郡砥部町岩谷640番	2	121	0	畠	0.27	スギ・ヒノキ	38			
9	伊予郡砥部町岩谷639番	2	120	0	山林	0.3	スギ・ヒノキ	53			
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いうことを認めることがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行いうものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

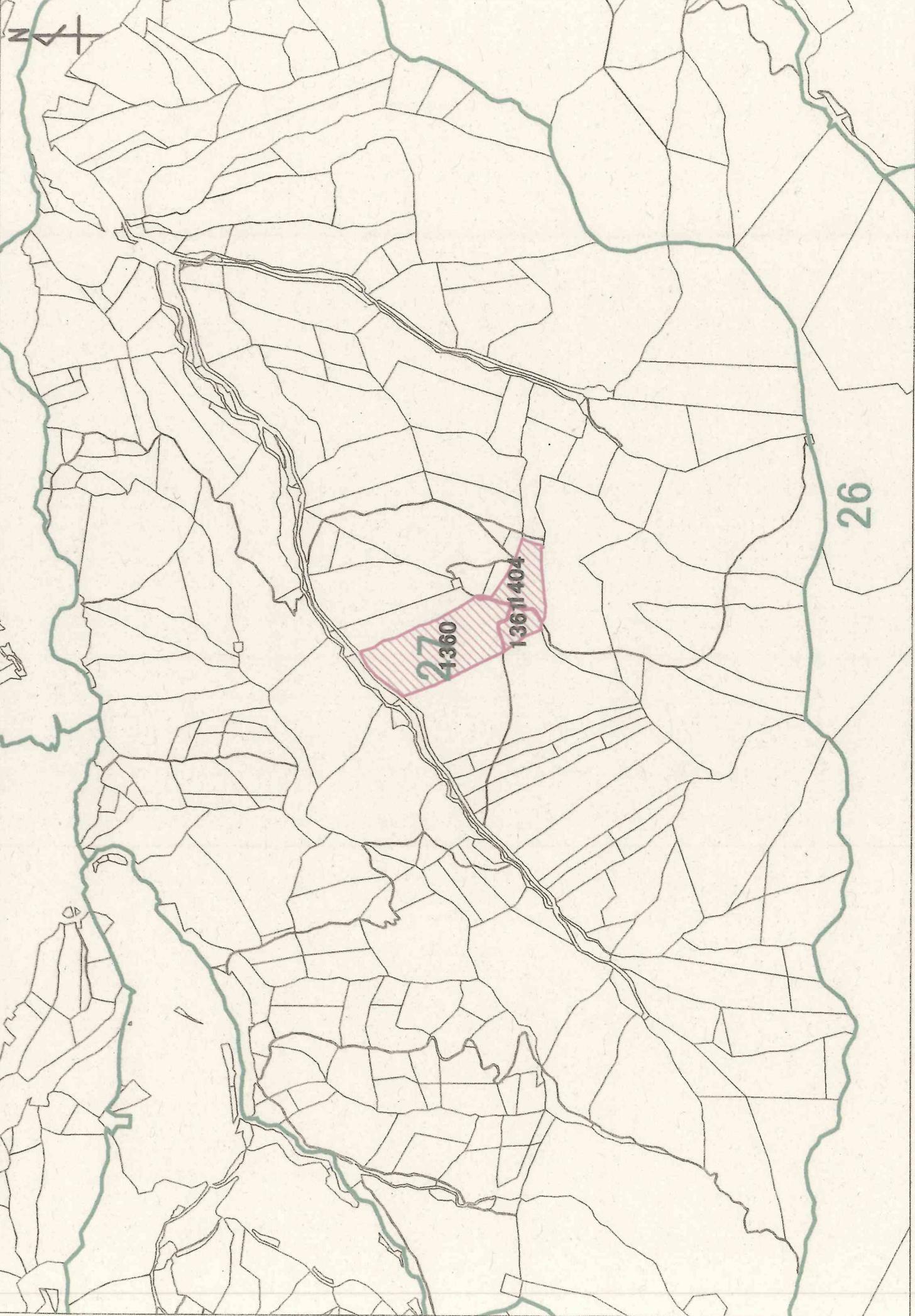
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

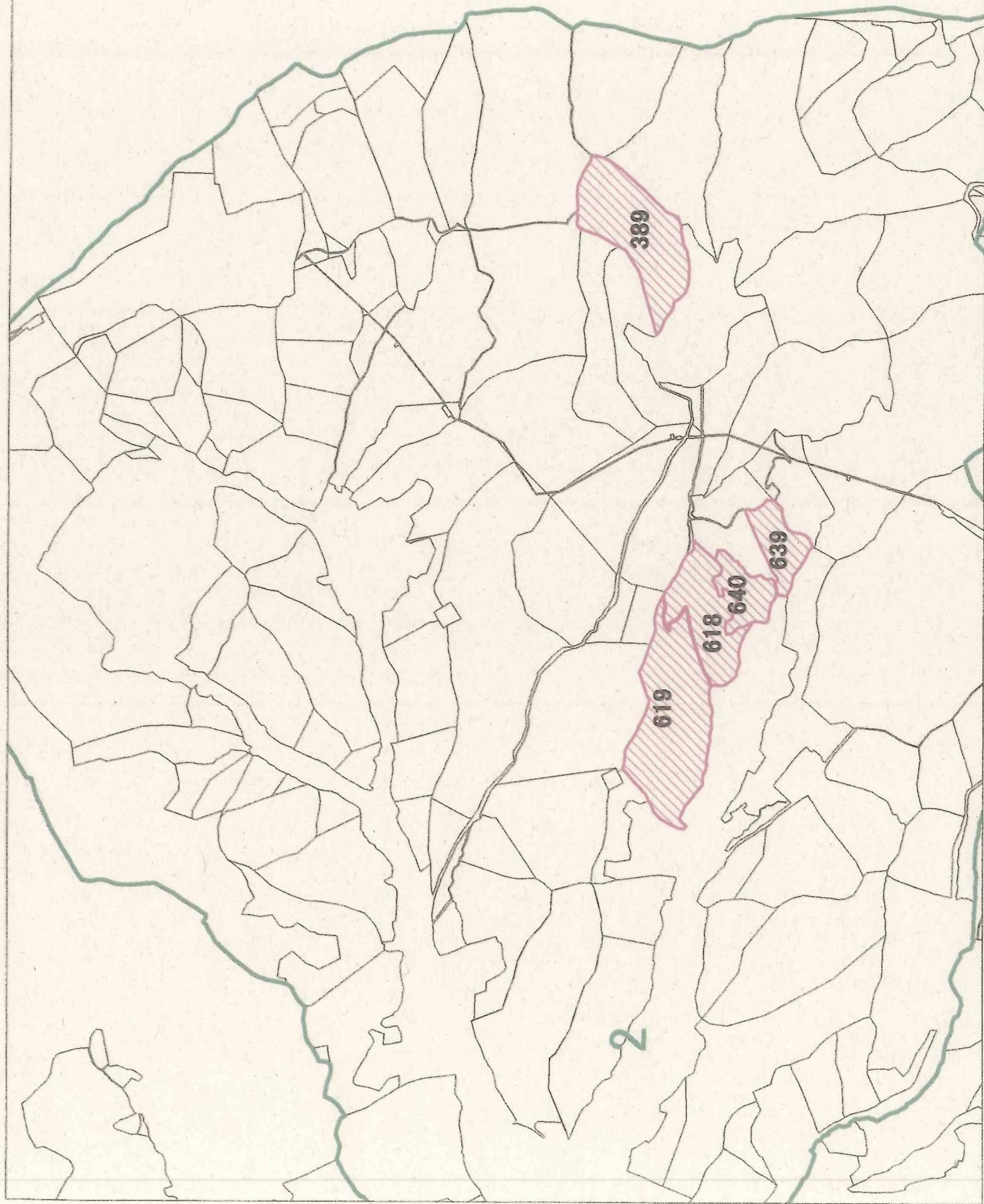
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1:5000]



[1/5000]

N



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号 番	集R3底22	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 砥部町長		(住所又は所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地 目	面積 ha	現況 樹種
1	伊予郡砥部町岩谷561番1	3	64	1	山林	0.39	スギ
2	伊予郡砥部町岩谷645番1	2	126	1	山林	1.18	ヒノキ
3	伊予郡砥部町岩谷645番2	2	126	2	山林	0.12	ヒノキ
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

備考

乙が甲にDを支払うべき時期及び方法  
乙が甲にDを支払う相手方及び方法

乙が甲にDを支払うべき金額（D）の額  
の算定方法

○経営管理実施権の設定  
権の設定は行わない。

○乙から甲に對して金錢の支払  
は行わない。

○乙から甲に對して金錢の支払  
は行わない。

○乙から甲への金  
銭の支払いは発生しな  
い。

○経営管理実施権の設  
定は行わない。

○乙は、存続期間中に  
保育間伐を1回実施す  
る。

・伐採の対象となる樹  
種はスギまたはヒノキ  
とする。ただし、前述  
した樹種を伐採する際  
にその他の立木が支障  
となる場合は、対象森  
林の公益的機能を損な  
わらない範囲において伐  
採ができるところとする。

・乙は、当該森林の管  
理のため、巡査を行  
う。また、気象災害等の  
ものに対する防護を行  
う。

・乙が経営管理を行った  
ために要した経費及び森  
林保険を付保する場合に  
おける保険料は、乙が負担  
する。

（2 留意事項）

・乙が経営管理を行った  
ために要した経費及び森  
林保険を付保する場合に  
おける保険料は、乙が負担  
する。

・乙は、当該森林の管  
理のため、巡査を行  
う。また、気象災害等の  
ものに対する防護を行  
う。

・乙が経営管理権設  
定区域は別添  
図面のとおり

番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町岩谷561番1	3	64	1	山林	0.39	スギ	54			
2	伊予郡砥部町岩谷645番1	2	126	1	山林	1.18	ヒノキ	43			
3	伊予郡砥部町岩谷645番2	2	126	2	山林	0.12	ヒノキ	43			
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを用うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

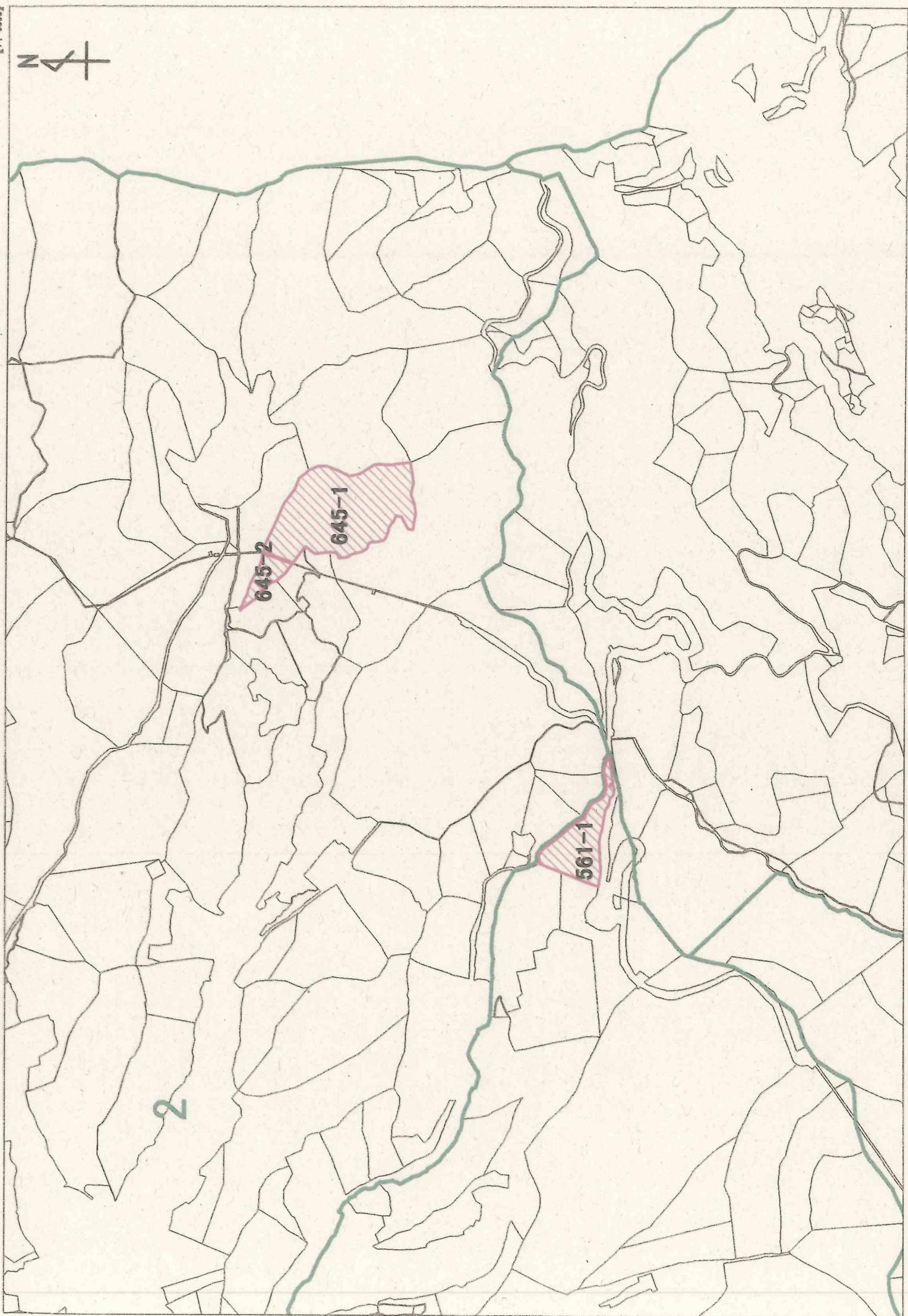
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

N  
W



経営管理 理性管掌 嘗當 組織 権理 集積 計畫

個別項目

番号	所 在 ・ 地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町岩谷352番1	2	58	1	山林	0.10	スギ	43			
2	伊予郡砥部町岩谷352番2	2	58	3	山林	0.61	スギ	58		地役権	
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

住 所 (同上)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行なわれる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

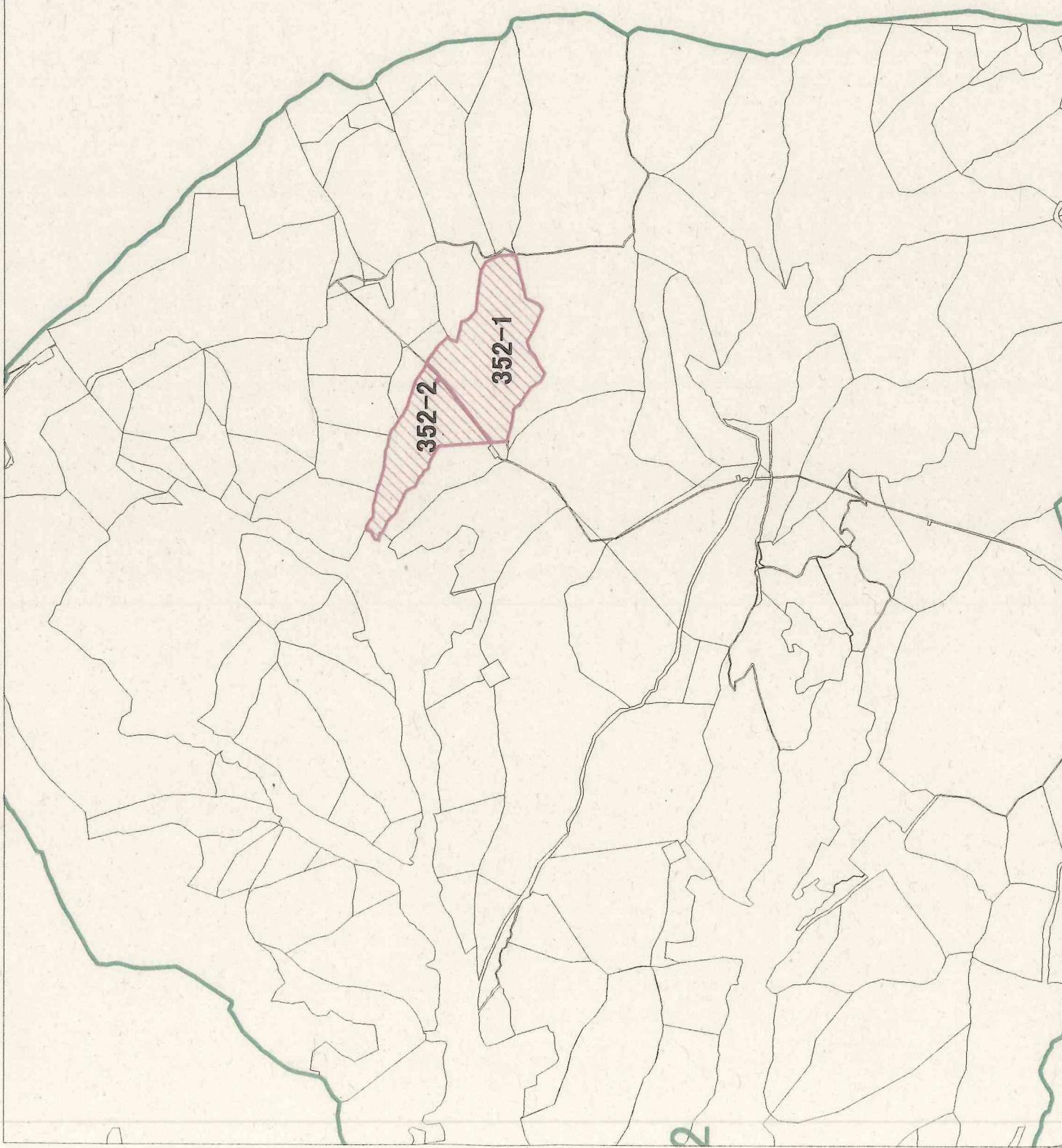
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

NW



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号 番 号	集R3底24	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 砥部町長 佐川 秀紀		(所在地) 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地 目	面積 ha	現況 樹種
1	伊予郡砥部町岩谷口1146番	1	172	1	山林	0.41	ヒノキ
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期相手方及び方法	参考
○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定は行わない。	
（1）甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ・木材の販売収益が発生したため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	（1）甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述の際には、前述の際に他の立木が支障となる場合、立木が対象となる森林の公益機能を損なわぬ範囲において伐採ができるところとする。当該森林の管轄のところは、乙はため、巡視を行つた結果、あるものとされる。また、気象災害等の都度、その都度巡査を行つて、林道等を巡視する。なお、当該巡視は、乙が負担する保険料は、乙が負担するものとする。	経営管理権は別添図面のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林分	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	伊予郡砥部町岩谷口1146番	1	172	1	山林	0.41	ヒノキ	58				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

[REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。  
また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。
- (2) 受託者の義務  
この経営管理権集積計画の定めるとこにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理実施権分計画の作成  
この経営管理権集積計画の定めるとこにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。
- (4) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (6) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (7) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等  
① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

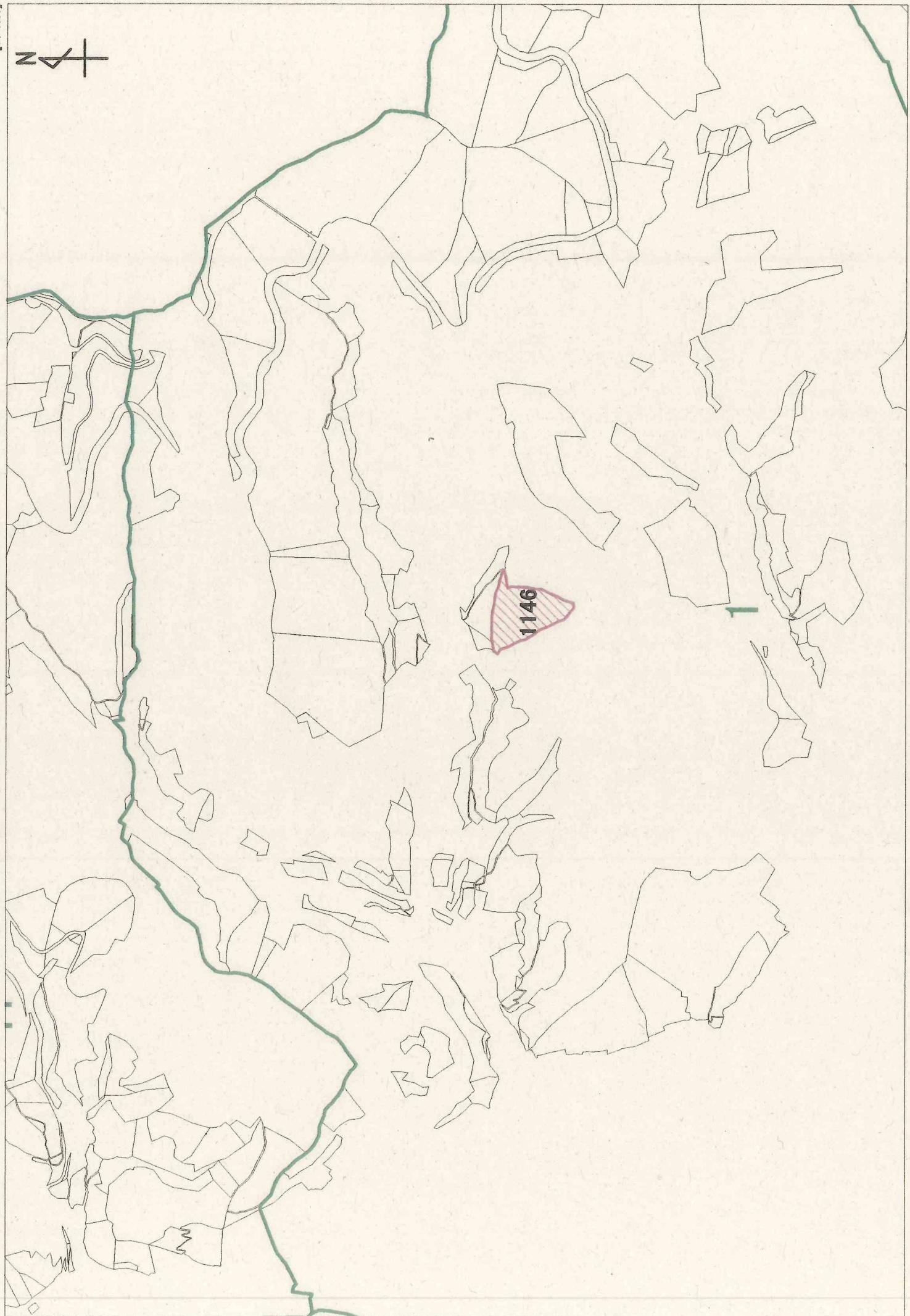
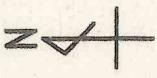
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



経営管営権集積計画

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊予郡砥部町千足654番	41	168	1	山林	0.65	ヒノキ	40				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上)

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象、災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路線の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

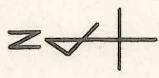
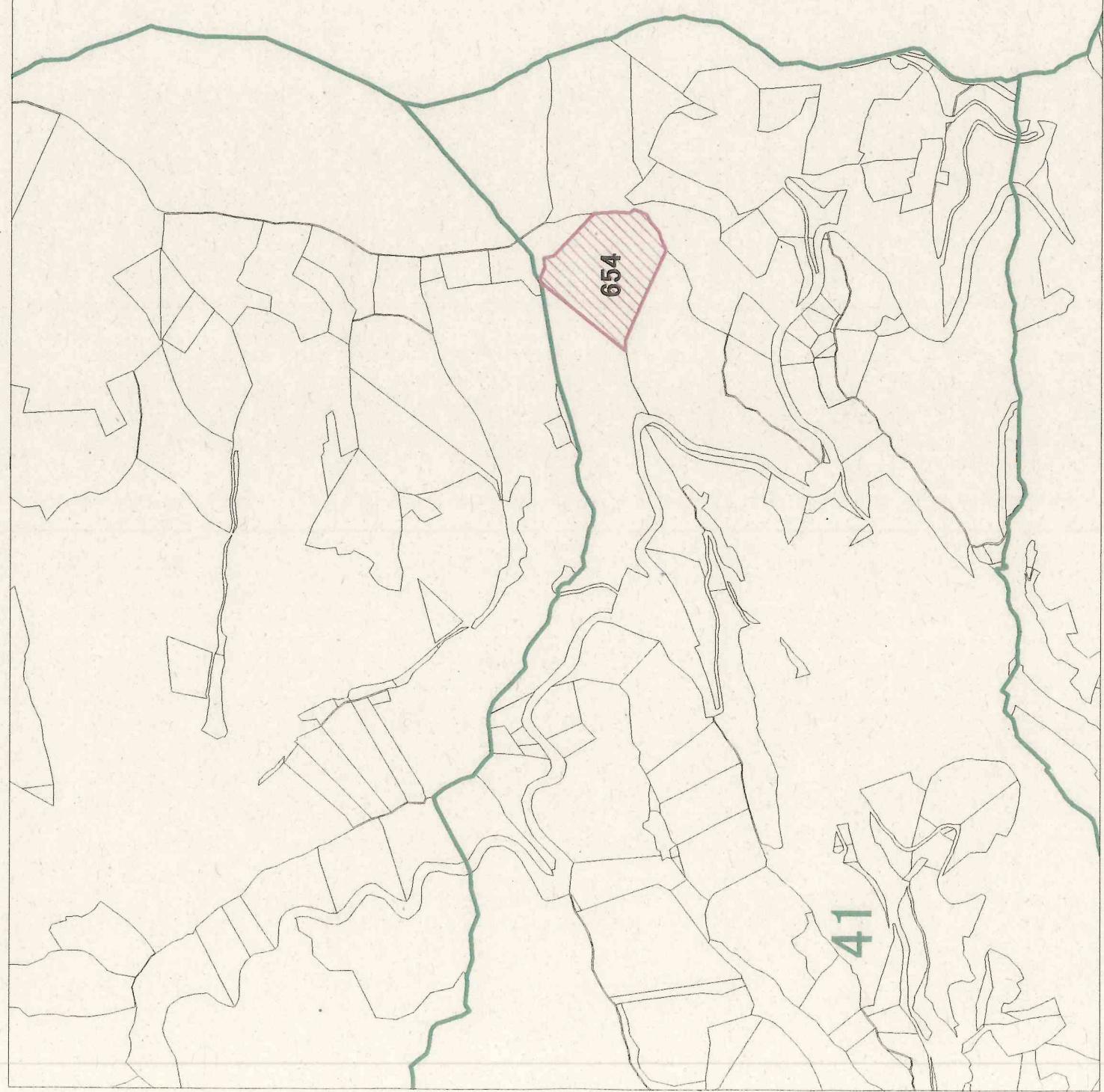
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

A black north arrow symbol consisting of a horizontal line with a small triangle at the top pointing upwards.

経営管理研究會

個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	伊予郡砥部町万年1239番	27	71	0	山林	0.82	ヒノキ	39				
2	伊予郡砥部町万年1383番	27	196	1	山林	0.27	ヒノキ	25				
3	伊予郡砥部町万年1383番	27	196	2	山林	0.39	ヒノキ	25				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

砥部町長 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるとところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (8) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるところとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

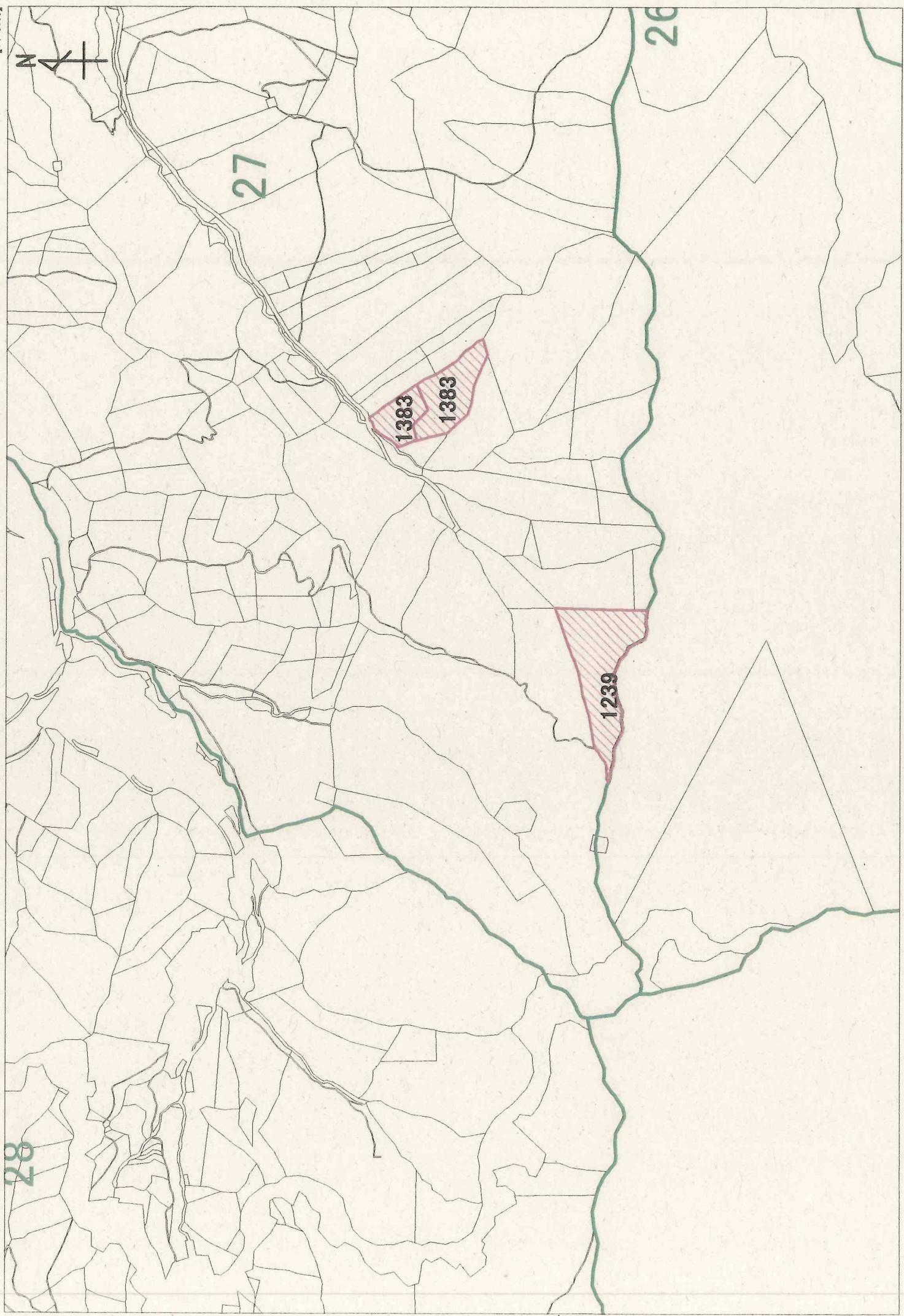
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

28



畫計積權理管營經

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林筋	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	伊予郡砥部町万年1184番1	27	21	2	山林	0.11	スギ	64			地役権	
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 佐川 秀紀

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理办法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。  
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができます。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。  
ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを用うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[1/5000]

